

奈良県公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月

(平成 30 年 9 月改訂)

(令和 4 年 3 月改訂)

(令和 8 年 3 月改訂)

奈良県

はじめに

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来など、本県行政を取り巻く社会情勢は大きく変化し、また県民ニーズは多様化、高度化している。同時に、限られた財源の中で、効率的・効果的な行財政運営が求められている。

こうした中で、高度経済成長期に建設された多くの施設が老朽化し、改修、更新（建替え、取替え）の時期を迎えるなど、公共施設やインフラ施設などを維持していく環境は厳しさを増し、県民が求める行政サービスを持続的に提供していくためには、これらの施設を質的にも量的にも最適な状態で利活用する必要がある。

本県では、県立高校の再編を契機として、平成 20 年から県有資産の活用や処分について積極的に取り組んでおり、インフラ施設の長寿命化にも取り組んできた。また、平成 25 年からは、経営的な視点で県有資産を総合的に企画・管理・活用するファシリティマネジメントの考え方を本格的に導入し、より効率的な運営により、コストの平準化と県民満足度の向上を図る取組を進めているところである。

今後、本県では高齢化及び人口減少が全国より早いスピードで進行すると予測され、公共施設にあっては、利用者の減少などを考慮したマネジメントを行う必要がある。低利用な施設の増加に対して、これまでも積極的に活用や処分に取り組んできたところであるが、さらに、環境への配慮やバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進による利便性の向上等といった社会的なニーズへの対応も求められている。

また、インフラ施設にあっては、これまでの建設中心の取組から、計画的かつ効率的に管理、活用していく取組に軸足を移すことで、経済の活性化や安全安心な社会の構築を推進することが求められている。

このような状況から、本県ではこのたび「奈良県公共施設等総合管理計画」を策定した。この計画では、施設の現状と課題を明らかにし、今後取り組むべき施策の基本方針を定め、計画的な更新・長寿命化による財政負担の軽減や、統廃合等による施設の最適利用を図ることとしている。

今後は、この計画を着実に実行し、地方創生、国土強靱化に資することを
目指していく。

(平成 28 年 3 月)

目次

第1章 計画の概要	1
1. 1 背景と目的	1
1. 2 計画の位置付け	2
1. 3 対象資産.....	3
(1) 公共施設	3
(2) インフラ施設.....	5
1. 4 計画期間.....	6
1. 5 目標.....	6
第2章 現状と課題	7
2. 1 県人口の推移	7
2. 2 財政状況.....	9
2. 3 公共施設等の現状と課題.....	11
(1) 公共施設	11
①公共施設の施設分類別の延床面積等.....	11
②公共施設の建築年別の推移	14
③公共施設の総量の推移	16
④公共施設に係る経費の実績・見込み.....	17
⑤公共施設に係る経費の実質負担額の見込み	19
(2) インフラ施設.....	20
①道路.....	20
②河川.....	22
③砂防.....	24
④下水道	25
⑤公園.....	27
⑥ヘリポート	28
⑦治山.....	29

⑧土地改良施設	30
⑨交通安全施設	31
(3) 有形固定資産（建物）の減価償却状況	33
第3章 基本的な方針	34
3.1 全体的な取組	34
3.1.1 県有資産の価値向上	34
3.1.2 県有資産の有効活用・保有総量最適化	34
3.2 具体的な取組と個別の方針	35
3.2.1 公共施設	35
(1) 公共施設マネジメントの実施方針	35
①県有資産の価値向上の取組	35
ア 点検の実施方針	35
イ 整備の実施方針	35
ウ 安全確保の実施方針	35
エ 耐震化の実施方針	36
オ 長寿命化の実施方針	36
カ 民間活用方針	37
②県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組	37
ア 有効活用・保有総量最適化の推進方針	37
イ まちづくりへの活用方針	37
ウ 売却・貸付等の実施方針	38
エ 除却の実施方針	38
(2) 公共施設の類型ごとの実施方針	38
①庁舎系施設	39
ア 県有資産の価値向上の取組	40
イ 県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組	41
②研究・検査施設	41

ア	県有資産の価値向上の取組	42
イ	県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組	43
③	集客系施設	43
ア	県有資産の価値向上の取組	43
イ	県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組	44
④	教育施設	45
ア	県有資産の価値向上の取組	46
イ	県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組	46
⑤	社会福祉施設	47
ア	県有資産の価値向上の取組	48
イ	県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組	48
⑥	住居系施設	49
ア	県有資産の価値向上の取組	49
イ	県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組	50
⑦	警察施設	50
ア	県有資産の価値向上の取組	51
イ	県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組	52
⑧	防災の拠点となる施設	52
3. 2. 2	インフラ施設	53
(1)	メンテナンスサイクルの構築	53
(2)	インフラ施設マネジメントの実施方針	53
①	点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針	53
②	基準類の整備に関する実施方針	53
③	資産状況の整理と活用に関する実施方針	53
④	新技術の活用に関する実施方針	54
⑤	予算管理に関する実施方針	54
⑥	体制の構築に関する実施方針	54
⑦	個別施設計画の策定に関する実施方針	54

(3) インフラ施設の類型ごとの実施方針	54
①道路、河川、砂防、下水道、公園、ヘリポート	54
ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針	55
イ 基準類の整備に関する実施方針	55
ウ 資産状況の整理と活用に関する実施方針	55
エ 新技術の活用に関する実施方針	56
オ 予算管理に関する実施方針	56
カ 体制の構築に関する実施方針	56
キ 個別施設計画の策定に関する実施方針	57
②治山	57
ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針	57
イ 資産状況の整理と活用に関する実施方針	58
ウ 予算管理に関する実施方針	58
エ 体制の構築に関する実施方針	58
オ 個別施設計画の策定に関する実施方針	58
③土地改良施設	59
ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針	59
イ 基準類の整備に関する実施方針	59
ウ 資産状況の整理と活用に関する実施方針	59
エ 新技術の活用に関する実施方針	59
オ 予算管理に関する実施方針	59
カ 体制の構築に関する実施方針	59
キ 個別施設計画の策定に関する実施方針	60
④交通安全施設	60
ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針	60
イ 基準類の整備に関する実施方針	61
ウ 資産状況の整理と活用に関する実施方針	61
エ 新技術の活用に関する実施方針	61

オ	予算管理に関する実施方針.....	61
カ	体制の構築に関する実施方針.....	61
キ	個別施設計画の策定に関する実施方針.....	62
第4章	推進体制.....	63
4.1	推進組織.....	63
4.2	情報管理・共有方針.....	63
(1)	公共施設.....	63
(2)	インフラ施設.....	63
①	道路.....	63
②	下水道.....	64
③	公園.....	64
④	土地改良施設.....	64
4.3	他団体との連携.....	64
(1)	公共施設.....	64
①	市町村との連携.....	64
②	国との連携.....	65
(2)	インフラ施設.....	65
①	道路施設の維持管理における連携.....	65
②	河川施設の維持管理における連携.....	66
③	道路施設の老朽化対策における連携.....	67
④	土地改良施設における他団体との連携.....	67

■参考資料

公共施設一覧表

第1章 計画の概要

1. 1 背景と目的

本県では、1960年代後半から1980年代後半にかけて、人口の増加と社会的需要等に対応して、県立高校などの教育施設、県営住宅等の公共施設を整備※してきた。また、インフラ施設は、高度経済成長期の1950年代後半から1970年代前半にかけて多数建設されており、本県の経済発展に多大な役割を果たしてきた。現在、これらの施設の多くで老朽化が進み、劣化・損傷の危険性が高まっていることから、今後、一斉に更新時期が訪れることが見込まれる。

こうした状況の下、公共施設等の整備に当たっては、限られた財源の中で老朽化対策や耐震化などにより施設の安全性を確保しているが、今後、施設全体の整備需要が急増することによってきめ細かな整備が困難となり、安全性の低下が懸念される。

また、社会環境の変化等により、低・未利用の施設や土地が多数生じ、その利活用も課題となっている。

以上のような、本県の公共施設等を取り巻く課題に取り組むに当たっては、長期的な視点により、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、公共施設等の最適な配置を実現することにより、県民の利便性・快適性の向上、安全安心の確保を図り、併せて財政負担の軽減・平準化を目指す必要がある。

よって、本県は、県民の皆様と共に課題に取り組み、公共施設等の将来計画を形作るために、公共施設等総合管理計画の策定を行うものである。

※ 整備・・・修繕、改修・更新、建設を行うこと

修 繕：故障、破損等した箇所を元の水準まで戻すこと

改修・更新：建築、電気、機械設備等について取替え等を行うこと

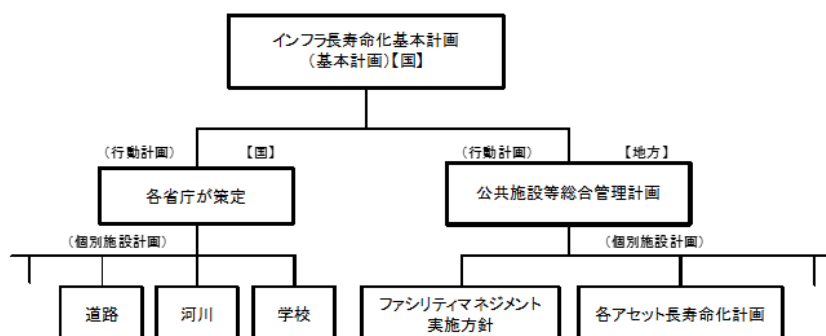
建 設：建物の建築、設備の設置を行うこと（建替え含む）

1. 2 計画の位置付け

この計画は、公共施設等の老朽化対策が課題になっていることに鑑み、本県が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する、中期的な取組の方向性を明らかにする計画であり、国において平成 25 年 11 月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画に位置付けられるものである。

なお、図表 1.1 のとおり、本計画に基づき、個別施設ごと（一部は施設種別ごと）の長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとなるが、令和 7 年 4 月 1 日時点で保有する施設のうち、計画策定対象※となる全ての公共施設等について策定が完了している。

図表 1.1 概念図



※ 計画策定対象・・・今後も利用を継続する施設で、県が直接整備を実施または整備に関与している施設（借用施設（テナント）・指定管理施設・PFI 施設等のうち、県が整備に関与する立場にない施設、用途廃止施設等は対象外）

1. 3 対象資産

本計画の対象範囲は、県が保有又は管理する資産の全てとする。

なお、本計画における「公共施設」「インフラ施設」の定義は、後述する（１）公共施設、（２）インフラ施設のとおりとする。

（１）公共施設

県の公共施設は、図表 1.2 のとおり、庁舎系施設、研究・検査施設、集客系施設、教育施設、社会福祉施設、医療施設、住居系施設、警察施設、無人施設等及び土地に分類される。

図表 1.2 対象とする公共施設分類（機能別分類）及び施設数と棟数

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

施設分類	主な施設	施設数	棟数
庁舎系施設	県庁舎、総合庁舎、土木事務所 等	34	164
研究・検査施設	産業振興総合センター、教育研究所 等	18	201
集客系施設	文化会館、美術館、野外活動センター 等	53	301
教育施設	県立高校、特別支援学校 等	53	1,305
社会福祉施設	こども家庭相談センター、藤の木学園 等	7	51
医療施設	健康づくりセンター	1	5
住居系施設	県営住宅、職員公舎	53	777
警察施設	警察署、交番、駐在所、待機宿舎 等	213	418
無人施設等	公衆トイレ、休憩所、倉庫 等	172	322
小計		604	3,544
土地	県有地、公社保有地 等	203	
合計		807	3,544

「庁舎系施設」には、県庁舎・総合庁舎・出先事務所などの事務庁舎、中央卸売市場などの事業系施設、キャリアサクセスヴィレッジなどの研修施設が含まれ、「研究・検査施設」には、産業振興総合センターなどの試験研究施設、教育研究所などの研究施設、保健所などの保健衛生施設が含まれる。

「集客系施設」には、万葉文化館・美術館などの文化施設、文化会館などの集客施設、法隆寺 i センターなどの情報案内施設、橿原公苑・明日香庭球場などの運動施設、大仏殿前自動車駐車場などの駐車場が含まれる。

「教育施設」には、県立高校、養護学校などの特別支援学校、高等技術専門学校などの養成施設、高等学校総合寄宿舍などの寄宿舍が含まれ、「社会福祉施設」には、こども家庭相談センターなどの福祉相談施設、藤の木学園等の自立支援施設が含まれる。

また、「医療施設」には、健康づくりセンター、「住居系施設」には、県営住宅と職員公舎があり、「警察施設」は、警察署・交番・駐在所などの警察施設と待機宿舎に区分される。

「無人施設等」には、公衆トイレ・休憩所などの便益施設、県有林管理宿舎、倉庫などの無人施設、用途廃止施設が含まれる。

「土地」は、大きく「県有地」と「公社保有地」に区分される。

(2) インフラ施設

インフラ施設は、図表 1.3 のとおり、道路、河川、砂防、下水道、公園、ヘリポート、治山、土地改良施設、交通安全施設に分類される。

図表 1.3 対象とするインフラ施設と数量（令和 7 年 4 月 1 日現在）

分類	施設	数量	備考
道路 (約 2,026km)※	橋梁	2,358 橋	
	トンネル	137 箇所	
	ロックシェット	9 基	
	歩道橋	71 橋	
	門型標識	39 基	
	大型カルバート	5 基	
河川 (約 1,564 km)	樋門	26 基	
	ダム	5 箇所	
砂防	砂防施設	680 箇所	
	地すべり防止施設	61 箇所	
	急傾斜地崩壊防止施設	540 箇所	
下水道	処理場	4 箇所	
	ポンプ場	7 箇所	
	管渠	198km	
公園	公園施設	10 箇所	
ヘリポート	ヘリポート	1 箇所	
治山	治山施設	1,153 箇所	
土地改良施設	ため池	3 箇所	
	井堰	4 箇所	
	揚水機	2 基	
	水路	147km	
交通安全施設	信号機	2,077 箇所	交差点数
	大型道路標識	2,968 箇所	

※道路延長は道路統計年報（令和 6 年 4 月 1 日現在）による。

1. 4 計画期間

計画期間は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とする。

なお、計画期間内であっても、必要に応じて適宜見直しを図ることとする。

1. 5 目標

公共施設等の適切な管理及び戦略的な運営に取り組む。

公共施設については、生産年齢人口 1 人当たりの負担を持続可能な範囲※に抑制することを目指す。

また、インフラ施設についても、適切な維持管理と老朽化対策に向けて、各施設について、点検、診断、措置、記録を着実に実施しメンテナンスサイクルを構築する。

※ 持続可能な範囲…公共施設等に係る経費の生産年齢人口 1 人当たりの実質負担が現在と同程度となる規模。内閣府の試算※1※2を参考に 2025 年～2050 年の生産年齢人口 1 人当たり実質 GDP の伸び率を算出すると約 1.8 倍となり、同期間の生産年齢人口の増加率（約 0.6 倍）を考慮すると、持続可能な範囲は 2050 年時点で現在の約 1.1 倍と見込まれる。

持続可能な範囲に抑制するための具体的な取組は次のとおり。

- ①改修・更新及び建設に係る経費の抑制（現計画から 20%減）
- ②修繕及び維持管理に要する経費の抑制（毎年度 1.0～1.5%減）
- ③施設棟数の抑制（毎年度 1.0～1.5%減）

※1 令和 6 年第 3 回経済財政諮問会議 資料 5「中長期的に持続可能な経済社会の検討に向けて②（内閣府）」の「長期安定シナリオ」に基づく試算

※2 「長期安定シナリオ」は実際の出生率の推移と乖離があることに留意する必要がある。

第2章 現状と課題

2.1 県人口の推移

全国的に本格的な人口減少時代に突入しているなか、本県においても例外ではない。

図表 2.1 は、本県における 2050 年までの人口と人口構成の推移を示したものである。今後、人口構成が大きく変化し、少子高齢化が進んでいく。これに合わせて県民ニーズも変化していくことが予想される。

このため、人口の減少や人口構成の変化に応じた県民ニーズを把握し、公共サービスのあり方を対応させる必要がある。

図表 2.1 奈良県の人口構成の推移

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
14歳以下人口	246	234	213	197	213	261	291	289	256	232	214	197	184	169	155	138	121	110	105	99	92
	32.2	30.1	27.3	23.8	22.9	24.2	24.1	22.2	18.6	16.2	14.9	13.9	13.2	12.5	11.7	10.8	10.0	9.6	9.7	9.7	9.7
15～64歳人口	474	494	515	568	643	724	804	884	958	999	987	939	875	797	749	708	665	609	538	487	447
	62.0	63.6	66.0	68.8	69.1	67.2	66.5	67.7	69.8	69.9	68.5	66.1	62.8	58.8	56.6	55.7	54.7	52.9	49.7	48.0	47.0
65歳以上人口	44	49	52	61	74	92	113	132	159	198	239	284	334	389	420	426	429	432	440	429	411
	5.8	6.3	6.7	7.4	8.0	8.6	9.4	10.1	11.6	13.9	16.6	20.0	24.0	28.7	31.7	33.5	35.3	37.5	40.6	42.3	43.3
総人口	764	777	780	826	930	1,077	1,208	1,305	1,373	1,429	1,440	1,420	1,393	1,355	1,324	1,272	1,215	1,151	1,083	1,015	950

(上段：人口〔千人〕、下段：構成比〔%〕*2025年以降は推計値)

出典：国立社会保障・人口問題研究所ホームページ (<https://www.ipss.go.jp/>)

「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)

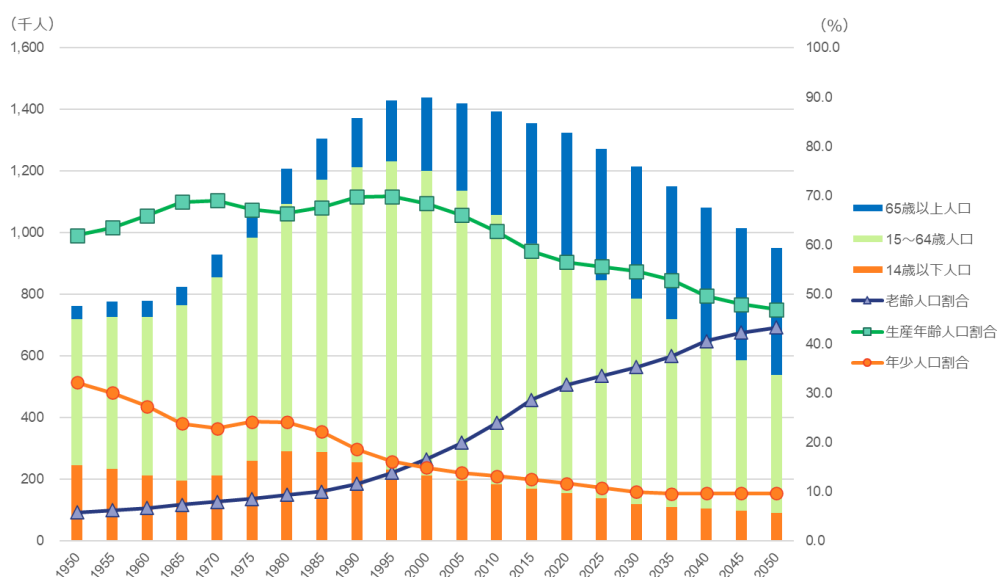
(https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/3kekka/suikei_kekka.xlsx) を加工して作成

図表 2.2 に示すように、本県の人口は 1950 年から 2000 年にかけて増加し、2000 年をピークにそれ以降減少している。

65 歳以上の老年人口割合は 1950 年以降一貫して増加傾向にあり、2025 年には、3 人に 1 人が 65 歳以上となると推計されている。

14 歳以下の年少人口の割合は、県総人口のピークより 20 年早い 1975 年以降低下を続けており、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は 1995 年以降一貫して減少している。

図表 2.2 奈良県の総人口とその構成比



出典：国立社会保障・人口問題研究所ホームページ (<https://www.ipss.go.jp/>)

「日本の地域別将来推計人口（令和 5(2023)年推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)

(https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/3kekka/suikai_kekka.xlsx) を加工して作成

本県の人口構成については、前述のとおり、高齢者人口が継続的に増加し、少子化及び人口減少が一段と進むと予想されるが、図表 2.3 に示すように、本県は全国よりも速いスピードで高齢化及び人口減少が進むことが予想される。

図表 2.3 奈良県と全国との人口及び人口割合推移の比較

	2025年と2050年の比較	
	奈良県	全国
総人口	約25.3%減	約15.0%減
老年人口割合	約9.8%増 約33.5%→約43.3%	約7.5%増 約29.6%→約37.1%
生産年齢人口割合	約8.7%減 約55.7%→約47.0%	約6.4%減 約59.3%→約52.9%
年少人口割合	約1.1%減 約10.8%→約9.7%	約1.1%減 約11.1%→約10.0%

出典：国立社会保障・人口問題研究所ホームページ (<https://www.ipss.go.jp/>)

「日本の地域別将来推計人口（令和 5(2023)年推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)

(https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/3kekka/suikai_kekka.xlsx) を加工して作成

このため、1960年代から1990年代に至る人口の急激な増加を背景に、数多く整備された公共施設等について、今後の人口減少や人口構成の変化による利用需要の変化や経費負担の増加に応じた、最適な量や配置の実現が喫緊の課題となっている。

2. 2 財政状況

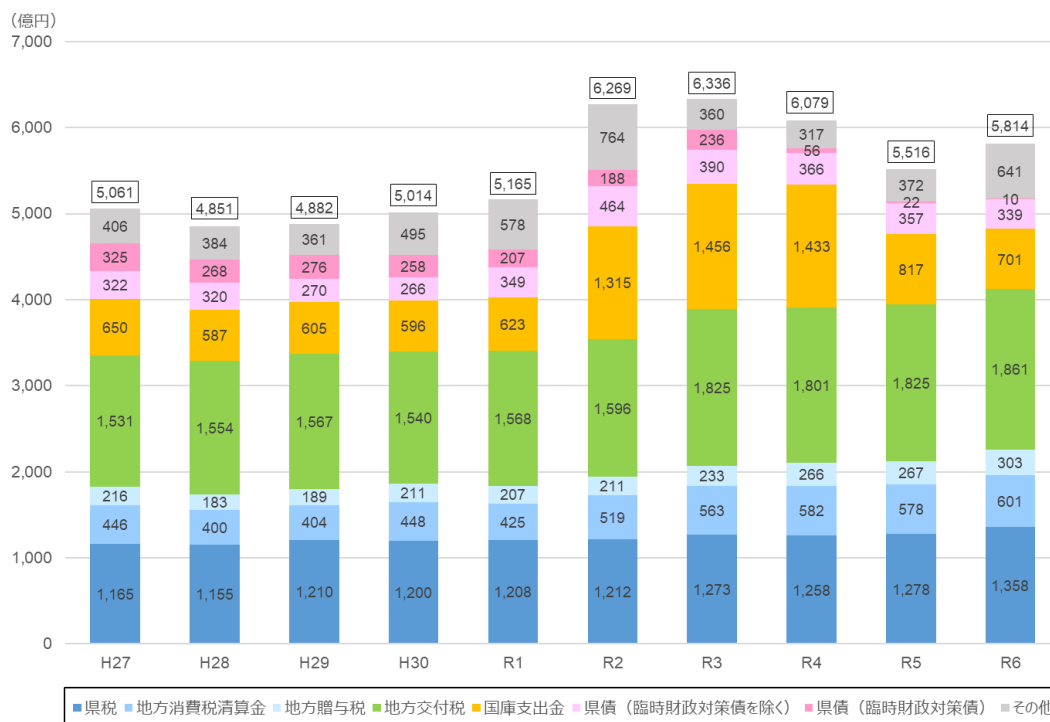
本県は、依然として歳入全体の半分以上を地方交付税や国庫支出金等の国からの収入に依存し、県税収入が全体の2割程度にとどまる等、脆弱な歳入構造が続いている。

このような状況のなか、持続可能な財政運営を維持しつつ、直面する県政諸課題や将来の税源涵養に向けて積極果敢に取り組むため、組織再編・職員配置の見直しや県有資産の有効活用・売却、使用料・手数料などの税外収入の確保、既存事業の見直し等、行政運営の効率化と財政健全化に向けた各般の取組を実施してきたところである。

しかしながら、今後全国より速いスピードで進むことが予想される高齢化や県内人口の急速な減少等を考えると、税収の約4割を占める主要税目である個人住民税の減収や社会保障関連経費の増加による財政の硬直化が懸念される。特に、社会保障関係経費は増加傾向にあり、財政運営に大きな影響を及ぼしている。

このため、公共施設の計画的な維持管理や更新、ファシリティマネジメントの推進、デジタル化による業務効率化など、公共施設等を含め、あらゆる経営資源を活用・マネジメントすることにより、今後更に行政運営の効率化と財政の健全化の維持に向けた取組を推進することが必要である。

図表 2.4 歳入決算額の推移



図表 2.5 歳出決算額（性質別）の推移



2. 3 公共施設等の現状と課題

(1) 公共施設

①公共施設の施設分類別の延床面積等

公共施設の施設分類別の施設数・面積等については図表 2.6 のとおりで、構成比をグラフで表したものが図表 2.7 である。

図表 2.6 施設分類ごとの施設数、棟数、延床面積及び面積構成比

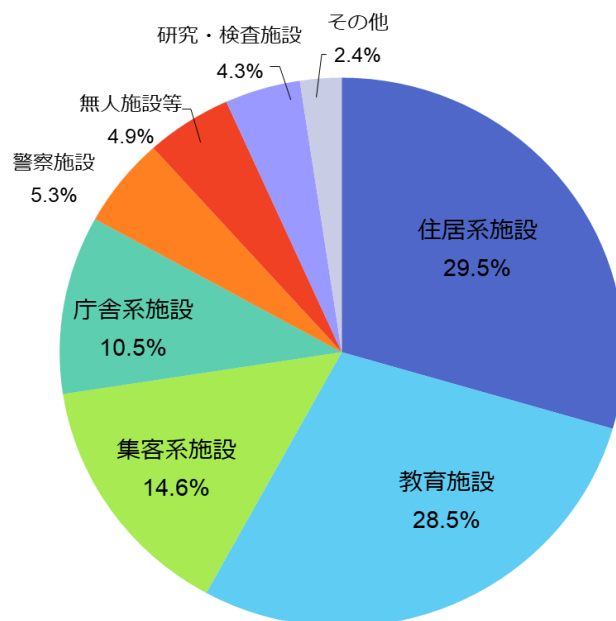
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

施設分類	主な施設	施設数	棟数	延床面積(m ²)	構成比
庁舎系施設	県庁舎、総合庁舎、 土木事務所 等	34	164	168,929	10.5%
研究・検査施設	産業振興総合センター、 教育研究所 等	18	201	69,775	4.3%
集客系施設	文化会館、美術館、 野外活動センター 等	53	301	234,959	14.6%
教育施設	県立高校、特別支援学校 等	53	1,305	458,429	28.5%
社会福祉施設	こども家庭相談センター、 藤の木学園 等	7	51	32,382	2.0%
医療施設	健康づくりセンター	1	5	5,881	0.4%
住居系施設	県営住宅、職員公舎	53	777	474,909	29.5%
警察施設	警察署、交番、駐在所、 待機宿舎 等	213	418	85,407	5.3%
無人施設等	公衆トイレ、休憩所、倉庫 等	172	322	79,417	4.9%
合計		604	3,544	1,610,088	100%

図表 2.6 に示すように、公共施設（土地のみのものを除く）は、604 施設、3,544 棟、総延床面積は約 161 万㎡、県民 1 人当りに換算すると約 1.2 ㎡となる。

図表 2.7 施設分類ごとの施設延床面積構成比

(令和 7 年 4 月 1 日現在)



図表 2.7 のとおり、総延床面積約 161 万㎡のうち、多くを占めるのは、住居系施設（約 47 万㎡、29.5%）と教育施設（約 46 万㎡、28.5%）とである。

住居系施設の主なものは県営住宅で、43 施設、754 棟、延床面積約 47 万㎡である。教育施設の主なものは県立高校で、32 施設、927 棟、延床面積約 36 万㎡となっている。



住居系施設
(県営住宅桜井団地)



教育施設
(畝傍高等学校)

また、庁舎系施設(約 17 万㎡、10.5%)と集客系施設(約 23 万㎡、14.6%)
に先に示した住居系施設・教育施設と合わせると 83.1%となり、大半を占
めている。



庁舎系施設
(県庁舎)



集客系施設
(コンベンションセンター)

なお、施設数としては、交番・駐在所をかかえる警察施設が最も多くなっ
ている。



警察施設
(奈良警察署)



警察施設
(交番)



警察施設
(駐在所)

上記以外の施設分類の例は次のとおりである。



研究・検査施設
(産業振興総合センター)



社会福祉施設
(中央こども家庭相談センター)



医療施設
(健康づくりセンター)

②公共施設の建築年別の推移

図表 2.8 及び 2.9 に示すように、1970 年前後から 1990 年頃にかけて整備された公共施設が多い。

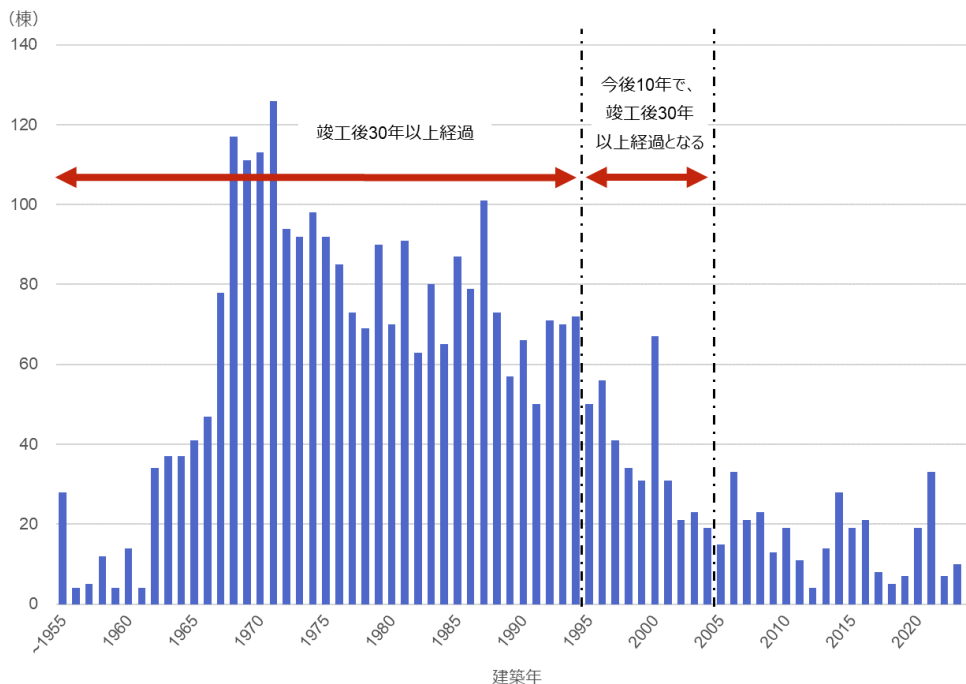
現存する建物の建築のピークは 1971 年で、県営住宅の新築・増築と県立高校の増築などにより、1968 年から 1971 年にかけての 4 年間で 586 棟（うち現存は 467 棟）の建築があった。

また、延床面積のピークは 1976 年で、中央卸売市場や県営住宅、県立高校の新築などが主な要因となっている。

一般的に大規模な改修工事が必要とされる竣工後 30 年となる 1994 年以前に建築された施設は、389 施設、2,600 棟、約 125 万㎡となっており、延床面積の全体の約 78%にのぼる。更に 10 年後はその比率が約 88%にまで達する見込みである。今後、大規模な改修や更新の時期が一斉に到来すると見込まれる。

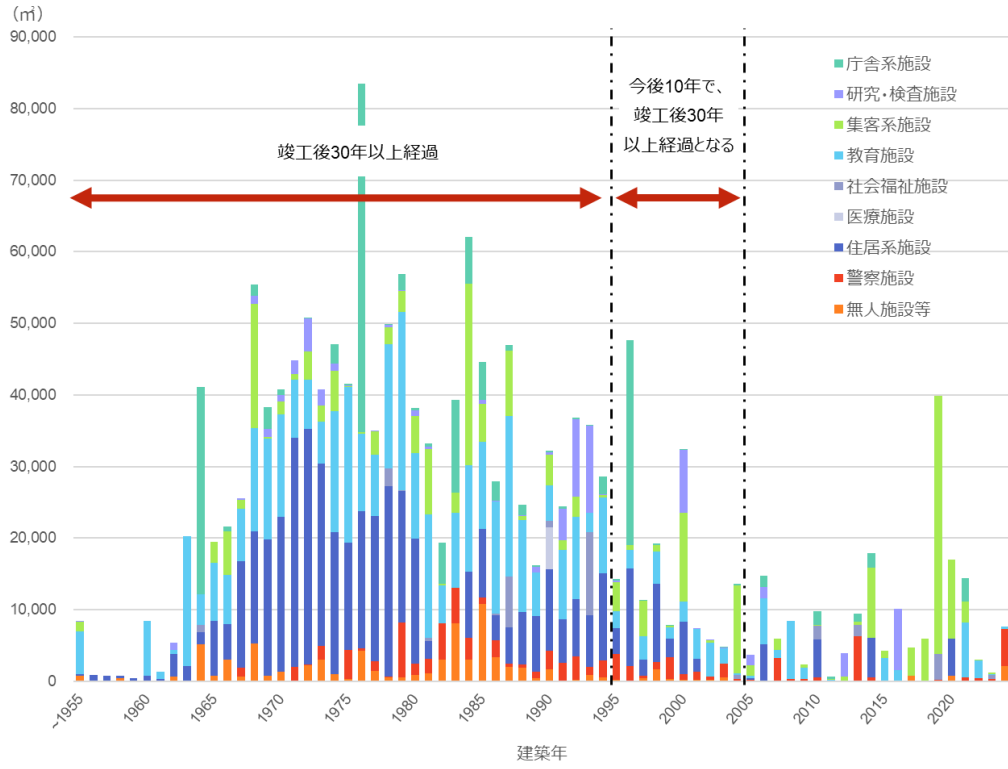
図表 2.8 建築年別の施設量（棟数ベース）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）



図表 2.9 建築年別の施設量（延床面積ベース）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

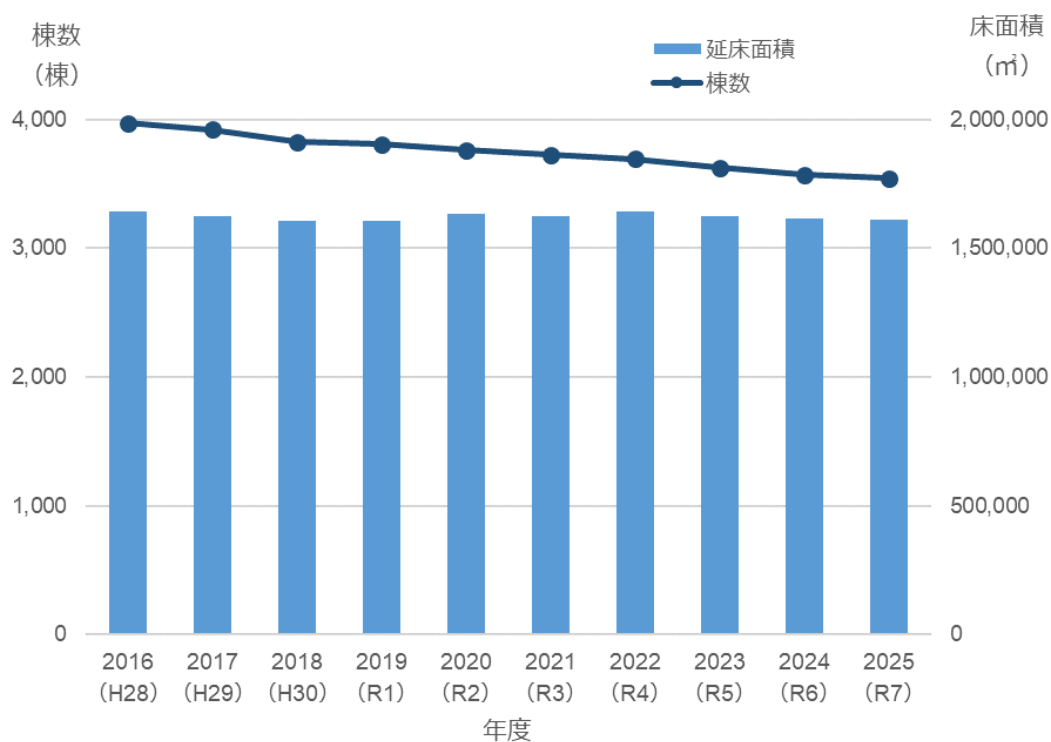


③公共施設の総量の推移

図表 2.10 に示すように、公共施設の総量は、延床面積ベースでは横這いではあるが、棟数ベースでは減少傾向にある。これは、なら歴史芸術文化村等大規模な集客系施設を新たに整備した一方で、庁舎系施設の再配置計画による施設の集約や低・未利用資産の売却等の取組を推進したためである。

図表 2.10 公共施設の総量推移

(令和 7 年 4 月 1 日現在)



④公共施設に係る経費の実績・見込み

公共施設に係る経費について、令和 6 年度の実績は約 78 億円であった。

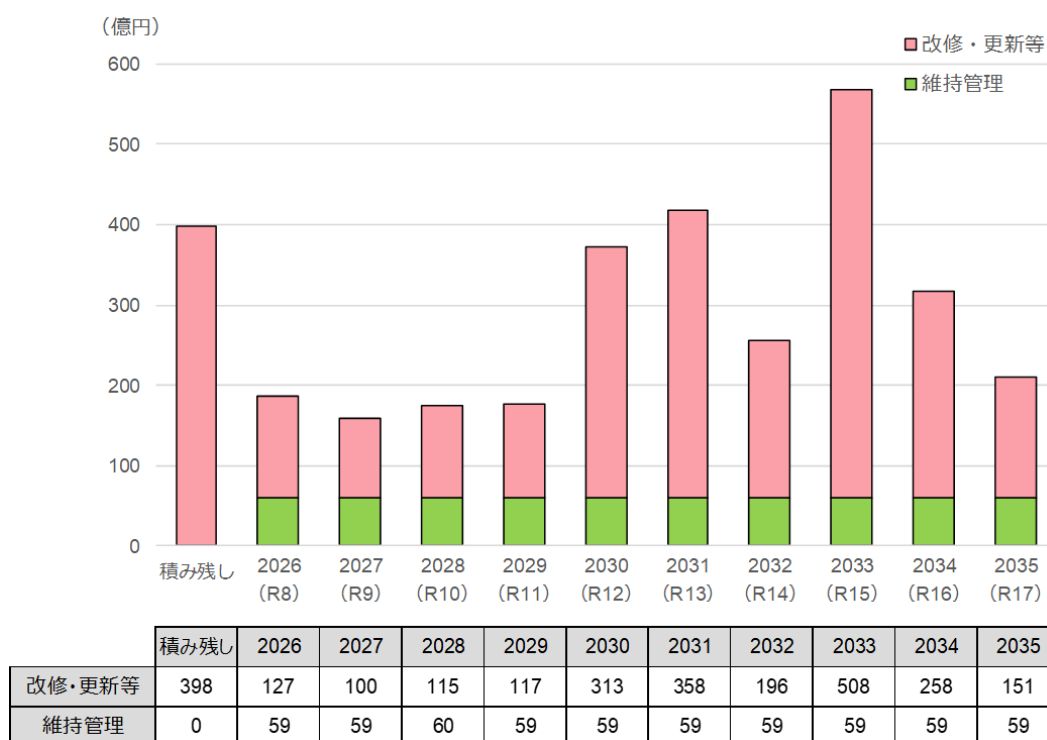
今後、老朽化した施設の改修・更新及び建設（以下、「改修・更新等」という）に要する経費の増加が見込まれるが、公共施設を現状のまま全てを維持すると仮定し、個別施設計画を元に、県で定めた一定の基準で試算すると今後 10 年間（令和 8 年度～令和 17 年度）に必要となる経費については、(a)長寿命化等を図らず、法定耐用年数※1 で単純更新した場合は図表 2.11、(b)点検・保守及び適切な改修・更新等により、建物や設備の長寿命化等を図った場合は図表 2.12 となる。

この結果、長寿命化等を図った場合は、建物や設備を長期間利用することとなるため、修繕や維持管理に要する経費（以下、「維持管理経費」という）が必要になる一方で、改修・更新等に要する経費の軽減が見込まれ、長寿命化を図らない場合に比べ、今後 10 年間で約 455 億円の削減効果額※2 が見込まれる。なお、図表に示している積み残しとは、すでに改修・更新等の基準となる年数を経過した施設に係る未実施の整備に要する経費であり、今後、計画的に対応する必要がある。

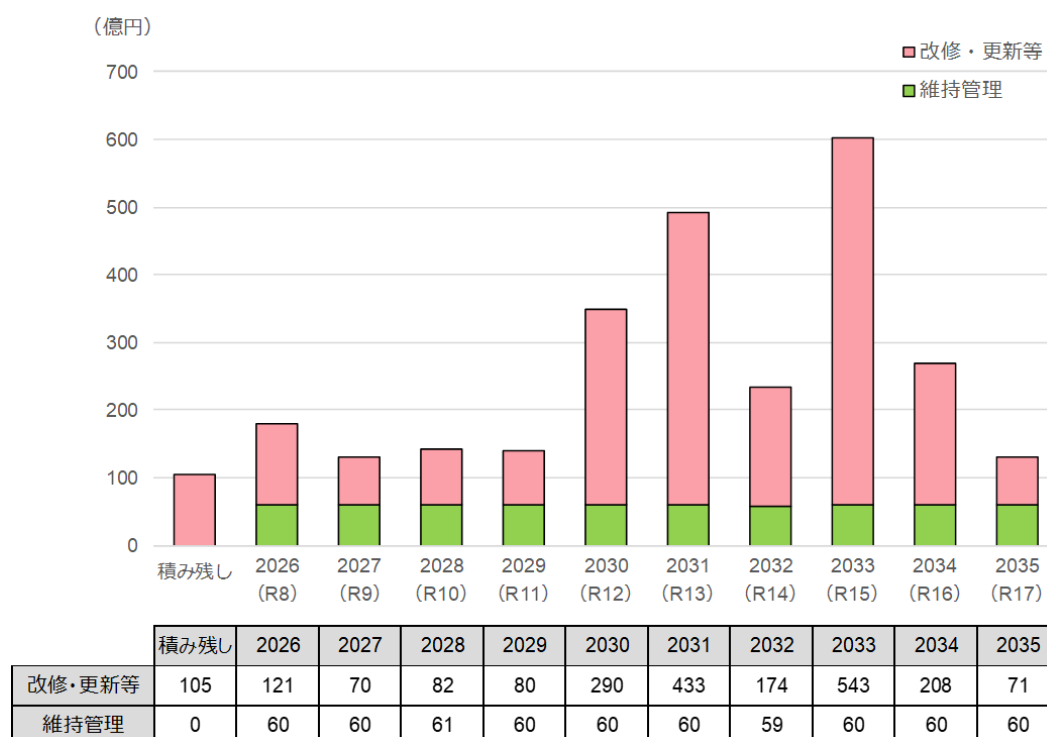
※1 法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められた耐用年数

※2 公共施設に係る今後 10 年間に必要となる経費の総額について単純更新した場合（約 3,232 億円）と長寿命化を図った場合（約 2,777 億円）の差額

図表 2.11 公共施設に係る経費見込み（単純更新の場合）

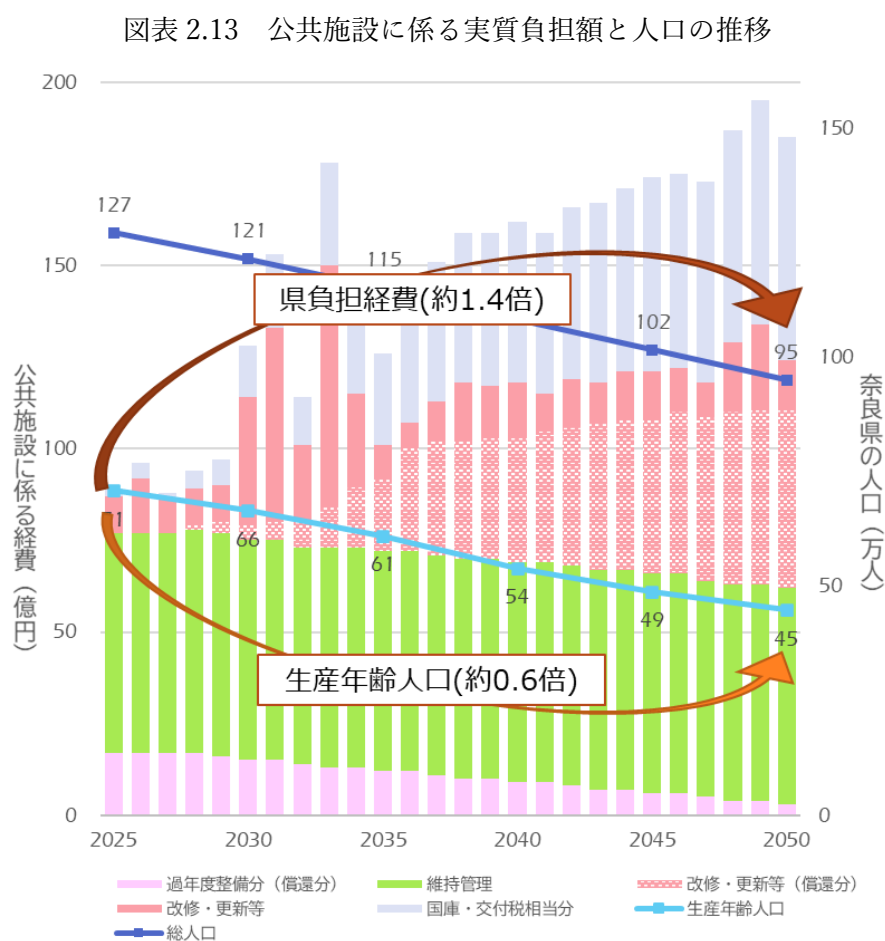


図表 2.12 公共施設に係る経費見込み（長寿命化を図った場合）



⑤公共施設に係る経費の実質負担額の見込み

今後予定されている施設の改修・更新等に要する経費について、国庫支出金や地方交付税交付金（以下、「国庫等」という）の受入及び県債の借入等を考慮し、さらに過年度の施設の改修・更新等に対する県債の償還に要する経費負担を加味した実質負担額の見込みと人口の推移を比較すると図表 2.13 となる。



公共施設に係る経費は、2050年までに現在の約1.4倍（国庫等を含めると約2.1倍）まで増加する一方、こうした経費を負担する県の生産年齢人口は約0.6倍に減少する見込みである。

結果として、生産年齢人口1人当たりの負担は、現在の約2.3倍（国庫等を含めると約3.5倍）まで大幅に増加するため、生産年齢人口1人当たりの負担を、持続可能な範囲に抑制していくための取組が必要である。

(2) インフラ施設

①道路

本県が管理する道路延長は約 2,026km※であり、2,358 橋の橋梁、137 箇所
のトンネル、9 基のロックシェッド、71 橋の歩道橋、39 基の門型標識、
5 基の大型カルバート等の道路施設を管理している。



橋梁
(宇井大橋)



トンネル
(和佐又トンネル)



ロックシェッド
(芦廻瀬洞門)



歩道橋
(都跡歩道橋)



門型標識



大型カルバート
(大和高田広陵線)

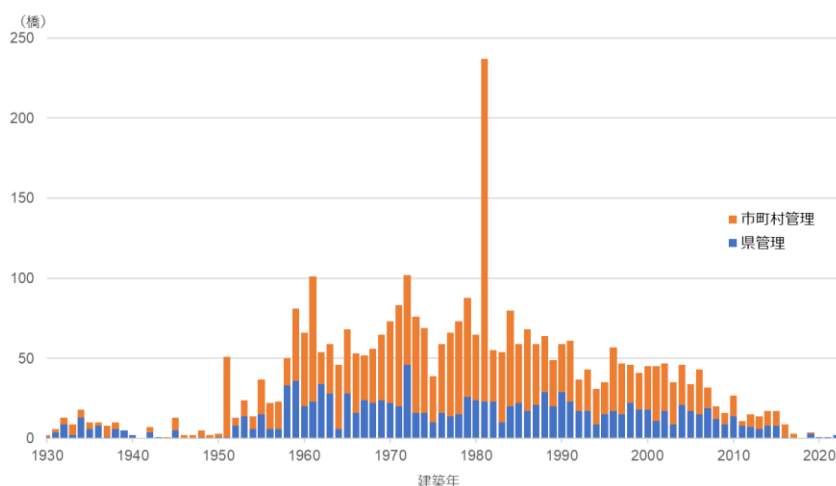
※ インフラ施設の数量は、特に記載のない限り、令和7年4月1日現在
ただし、道路延長（約 2,026 km）のみ、令和6年4月1日現在

そのうち、橋梁、トンネル、ロックシェッド、歩道橋については、個別施設計画を平成 29 年度に策定済みであり、今後は予防保全の考え方をふまえさらなる計画の充実を図る。

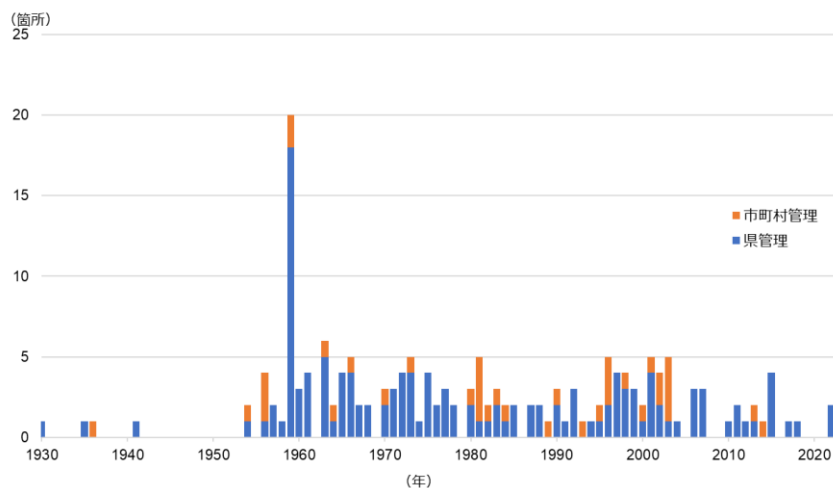
個別施設計画では、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性や、構造物の長寿命化並びに構造物の対策の実施計画及び対策に係る費用に関する事項を定めている。

引き続き、各個別施設計画に基づき、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する必要がある。

図表 2.14 建築年別の橋梁数



図表 2.15 建築年別のトンネル数



②河川

本県が管理する河川延長は約 1,564 kmであり、河川からの逆流防止を目的とした 26 基の樋門及び 5 箇所のだム（天理だム、初瀬だム、白川だム、岩井川だム、大門だム）を管理している。



樋門
(小金打川逆流防止樋門)



だム
(大門だム)

そのうち、樋門については令和 6 年度設置施設を除き、個別施設計画を平成 26 年度に策定済み（令和 6 年度更新）であり、各だムについても平成 29 年度に策定済み（4 施設は令和 6 年度更新、1 施設は令和 7 年度更新予定）である。

樋門の個別施設計画では、更新時期の目安とされる建設後約 50 年を経過した樋門の割合が現在 23%であるが、20 年後には約 60%に急増するとされており計画的かつ効率的に更新・修繕を行う必要性が示されている。

今後、策定された各計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。

図表 2.16 県管理樋門一覧表

施設名	河川名	位置	完成年度
十二川逆流防止樋門	十二川	田原本町阪手	S40
辻本逆流防止樋門	寺川	川西町吐田	S44
新川逆流防止樋門	新川放水路	三宅町伴堂	S46
銭川逆流防止樋門	銭川放水路	桜井市大福	S46
岩掛逆流防止樋門	飛鳥川	川西町保田	S48
岩井川逆流防止樋門	岩井川	奈良市八条町	S50
東但馬逆流防止樋門	飛鳥川	三宅町但馬	S53
かんでん川逆流防止樋門	かんでん川	三宅町但馬	S54
佐保川逆流防止樋門	佐保川	奈良市法蓮寺町	S55
古寺川逆流防止樋門	古寺川	広陵町中	S56
新木逆流防止樋門	飛鳥川	田原本町新木	S58
坊城川調整池樋門	坊城川	橿原市曲川町	S59
坊城川逆流防止樋門	坊城川	橿原市曲川町	S59
薬井逆流防止樋門	葛下川	河合町薬井	S60
庵治川逆流防止樋門	大和川	川西町下永	H7
小阪逆流防止樋門	寺川	田原本町小阪	H10
阪手南逆流防止樋門	つじ川	田原本町阪手	H13
小金打川逆流防止樋門	小金打川	大和高田市松塚	H21
3号樋門	紀の川（吉野川）	吉野町南国栖	H21
2号樋門	紀の川（吉野川）	吉野町南国栖	H23
中の橋川逆流防止樋門	中の橋川	橿原市豊田町	H24
1号樋門	紀の川（吉野川）	吉野町南国栖	H25
角川逆流防止樋門	紀の川（吉野川）	五條市山田町	H26
広瀬川逆流防止樋門	広瀬川	広陵町大場	H27
馬見川逆流防止樋門	馬見川	広陵町寺戸	H28
小柳逆流防止樋門	新川	三宅町伴堂	R6

図表 2.17 県管理ダム一覧表

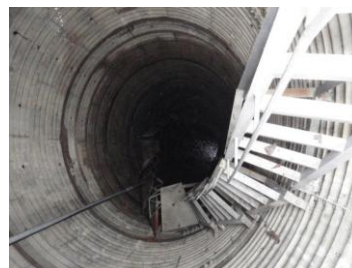
施設名	完成年	河川名	形式	総貯水容量	有効貯水容量
天理ダム	S54	布留川	重力式コンクリートダム	250 万 ³ m	225 万 ³ m
初瀬ダム	S63	大和川	重力式コンクリートダム	439 万 ³ m	374 万 ³ m
白川ダム	H10	高瀬川他	均一型アーチダム	156 万 ³ m	136 万 ³ m
岩井川ダム	H20	岩井川	重力式コンクリートダム	81 万 ³ m	69 万 ³ m
大門ダム	H25	大門川	重力式コンクリートダム	17.7 万 ³ m	14.8 万 ³ m

③砂防

本県が管理する砂防関係施設は、680 箇所の砂防設備、61 箇所の地すべり防止施設、540 箇所の急傾斜地崩壊防止施設がある。



砂防施設



地すべり防止施設



急傾斜地崩壊防止施設

砂防関係施設に関する個別施設計画を平成 30 年度に策定済みであり、今後は策定された各計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。

④下水道

本県が管理する流域下水道施設は、4 箇所の処理場、7 箇所のポンプ場、約 198km の管渠があり、第二期ストックマネジメント計画を令和 6 年度に策定済みである。



処理場
(浄化センター)

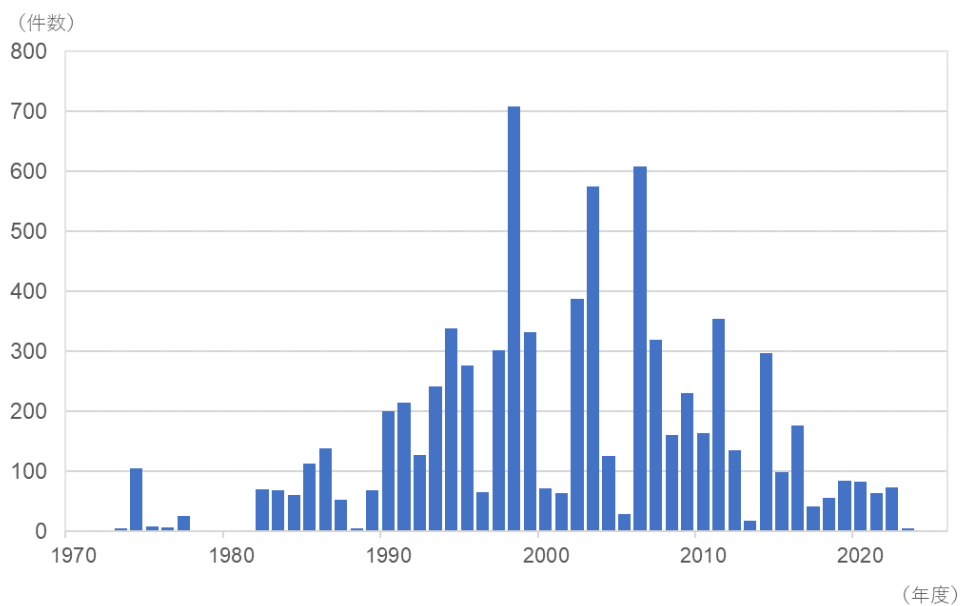


ポンプ場
(野原ポンプ場)

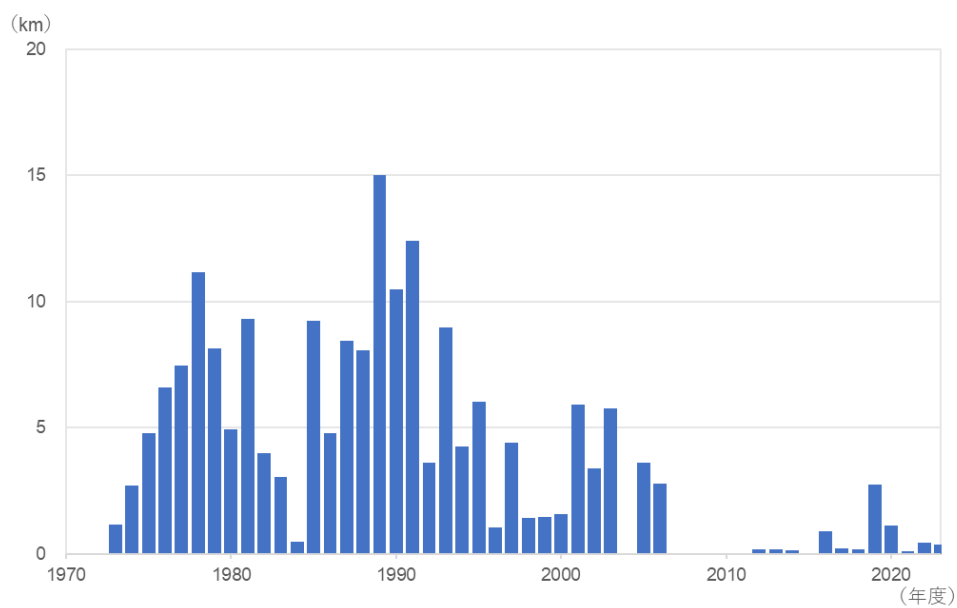
流域下水道施設については、第二期ストックマネジメント計画に基づく施設の老朽化対策や更新を実施しており、今後、PDCA サイクルを回していくことで計画の精度を高めていく必要がある。

管渠については、老朽化により道路を陥没させる危険性が高いとされている敷設後 50 年を経過した管渠の割合が、令和 6 年度末の約 3%から 10 年後には約 34%に急増するため、調査を進め計画的かつ効率的に老朽化対策や更新を実施する必要がある。今後、個別施設計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。

図表 2.18 建設年別の流域下水道施設・設備設置件数の推移



図表 2.19 建設年別の流域下水幹線管渠設置延長距離の推移



⑤公園

本県が管理する県営都市公園は、奈良公園（約 511.3ha）をはじめ、全体で 10 箇所、約 668.1ha あり、各公園には休憩施設や遊具等の公園施設がある。



公園施設
(馬見丘陵公園)



遊具
(馬見丘陵公園)

これら施設について、公園別に個別施設計画を策定済である。

今後は、この計画に基づき、長寿命化へ向けた対策を実施することにより、適正に公園施設を維持管理していく必要がある。

図表 2.20 県営都市公園一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）

公園名 (ふりがな)	所在都市	種別	開園面積
奈良公園 (ならこうえん)	奈良市	広域公園	511.3ha
馬見丘陵公園 (うまみきゅうりょうこうえん)	広陵町、河合町	広域公園	56.2ha
大淵池公園 (おおぶちいけこうえん)	奈良市	総合公園	23.5ha
大和民俗公園 (やまとみんぞくこうえん)	大和郡山市	総合公園	22.6ha
まほろば健康パーク (まほろばけんこうぱーく)	大和郡山市、川西町	運動公園	11.8ha
橿原公苑 (かしはらこうえん)	橿原市	運動公園	10.2ha
うだ・アニマルパーク (うだ・あにまるぱーく)	宇陀市	地区公園	8.2ha
県営福祉パーク (けんえいふくしぱーく)	田原本町	近隣公園	2.2ha
県営平城宮跡歴史公園 (けんえいへいじょうきゅうせきれきしこうえん)	奈良市	特殊公園 (歴史)	8.1ha
竜田公園 (たつたこうえん)	斑鳩町	都市緑地	14.0ha

⑥ヘリポート

本県が管理するヘリポートは 1 箇所であり、奈良県内唯一の公共用ヘリポートである。飛行場施設は総面積 95,500 m² になり、そのうちエプロン総面積は 6,175 m² (大型 1 バース、中型 4 バース)、滑走路及び着陸帯は長さ 35m 幅 30m、誘導路は延長 52.7m 幅 9m となっている。付帯施設として、管理事務所 (RC 造 2 階建、延床面積 704 m²)、格納庫 (用地面積 4,795 m²)、給油施設 (用地面積 750 m²) がある。



ヘリポート

ヘリポートに関する個別施設計画は平成 26 年度に策定し、随時更新をしており、策定された計画を踏まえ老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化を進めていく。

⑦治山

本県が管理する治山施設は、治山台帳に記載されている施設で 1,153 施設あり、個別施設計画を策定済である。



治山施設は、荒廃山地等における斜面の安定や溪岸の侵食防止等を図るために整備されるものであるが、治山事業の目的は、治山施設の機能のみによって達成されるものではなく、治山施設の効果が発現する結果、その周辺の森林の保全機能が回復するとともに、森林が健全な状態で維持されることによって達成されるものである。このため、施設周辺の森林の状況にも留意した上で、施設の補修・機能強化等を行う必要がある。

⑧土地改良施設

(農業用排水施設)

本県が所有している農業用排水施設には、ため池 3 箇所、井堰 4 箇所、揚水機 2 基、水路延長 147km がある。



ため池



井堰



揚水機



水路施設

これらの各施設とも、農地及び農業者の減少により、適切な維持管理が困難になってきており、効率的な維持管理・更新対策や新たな維持管理体制の構築、施設の多面的機能の増進を図っていく必要があり、個別施設計画を策定済である。

⑨交通安全施設

(信号機)

本県では、令和 6 年度末現在で信号制御機 1,999 基（交差点数 2,077 箇所）のうち、879 基（約 44%）が設置後 19 年を超えている。



交差点



信号制御機

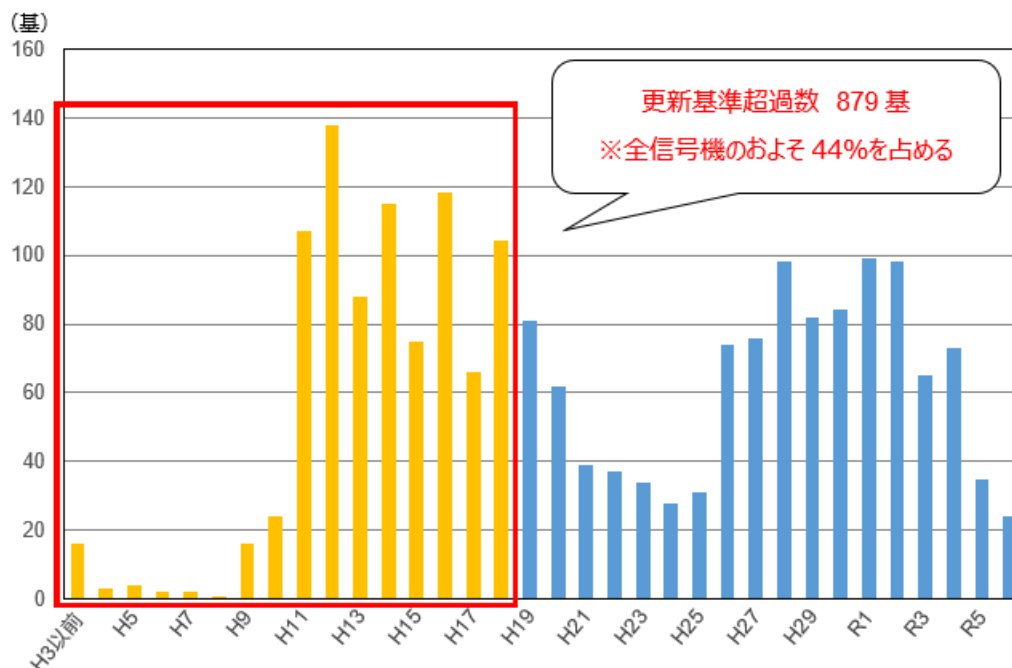


信号灯器

警察庁の定める信号制御機の更新基準は設置後 19 年である。経過年数のほか、設置路線、設置場所、稼働状況等を踏まえ、維持管理の状況や利用者の利便性、コスト縮減等を考慮し、更新、新設、撤去を進める必要がある。

また、信号灯器については、従来型の電球式灯器から、視認性向上による事故抑止効果や長寿命・高効率による維持費の削減等の大きなメリットが得られる LED 灯器への更新を進める必要がある。

図表 2.21 信号制御機の製造年度別ストック数（令和 6 年度末現在）



(大型道路標識)

本県では、令和 6 年度末現在 2,968 箇所の大型道路標識を維持管理している。



灯火標識



可変標識

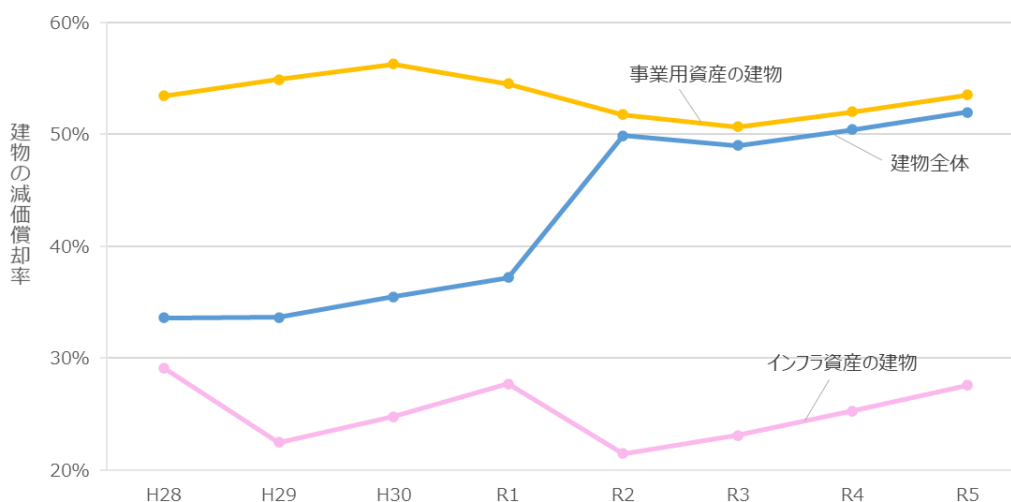
道路標識については更新基準が定められていない。そこで、県警察本部が定めた交通安全施設管理要綱等による点検結果にもとづき、適正な運用、維持管理や更新を行う必要がある。

なお、これら各施設について、個別施設計画を策定済である。

(3) 有形固定資産（建物）の減価償却状況

図表 2.22 に示すとおり、建物のうち、事業用資産の減価償却率については、概ね増加傾向（老朽化傾向）にあるが平成 30 年度から令和 3 年度にかけては、減少している。これは、大規模な新規施設の供用開始等に伴い、新規施設による資産額の増加が減価償却額を上回ったためである。

図表 2.22 建物の減価償却率の推移



※事業用資産・・・庁舎、商工観光施設、福祉施設、公営住宅、教育施設等

※インフラ資産・・・道路、河川、公園、下水道施設等

※インフラ資産の建物について、H28 年度から H29 年度及び R1 年度から R2 年度にかけて減価償却率が減少しているが、これは資産照合等の作業を進める中で明らかとなった修正すべき点について修正したためである

第3章 基本的な方針

3. 1 全体的な取組

公共施設等を利用するすべての利用者の満足度向上や、維持管理・運営の効率化、社会環境や地球環境へ配慮した性能の確保など、質と量の見直しを推進し、健全で持続可能な資産管理・運営に寄与することを目指す。

3. 1. 1 県有資産の価値向上

利用者のニーズの変化を見据え、行政サービスの需給バランスや費用対効果などを見極めながら、資産の利用価値を最大化する。

将来にわたって利用する施設については、老朽化の程度や進行状況を的確に把握し、計画的な改修・更新を実施することで、施設全体のライフサイクルコストの軽減及び平準化を図るとともに、「事後保全」※1 から、「予防保全」※2 への転換を進める。また、安全安心の確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、脱炭素化、地域の活性化等を図る。

3. 1. 2 県有資産の有効活用・保有総量最適化

主に公共施設については、県として機能を維持し続ける必要がある施設であるかを明確にし、必要な機能については、施設の集約化・共同化等を推進することにより、県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの軽減に努める。

また、機能廃止や施設の集約化等により、不要となった県有資産の売却等を積極的に行い、資産総量の縮小・適正化及び自主財源の確保を図る。

※1 事後保全・・・機器等が故障してから更新・修繕すること

※2 予防保全・・・定期点検などによって建物の機能を常に把握し、劣化の状態を予想した上で、予防的な処置を施すこと

3. 2 具体的な取組と個別の方針

3. 2. 1 公共施設

(1) 公共施設マネジメントの実施方針

① 県有資産の価値向上の取組

ア 点検の実施方針

施設管理者は、公共施設の老朽化や建築設備の作動不良等による事故等を未然に防ぎ、建築物等の安全性を確保するため、定期的に点検を行う。法令により定められた期間ごとに行う法定点検、また、外観や異音等の施設・設備の日常的な変化を確認する日常点検を通して、老朽化の度合いや進行状況を把握する。

イ 整備の実施方針

施設管理者は、公共施設の整備時期や費用に関して、中長期的な整備計画等を策定し、適正な保全及び整備を推進する。

また、施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期の整備に活用するという、メンテナンスサイクルを構築する。

ウ 安全確保の実施方針

公共施設の安全確保については、利用者の人命や財産にも関わることから、危険な箇所については、応急措置を施すとともに、早期に修繕を実施する。特に危険性が高いと認められる箇所については、まず、立入禁止や使用中止措置等、安全確保を図ることとする。

エ 耐震化の実施方針

本県では、平成 19 年 3 月に「奈良県耐震改修促進計画」を策定し、民間建築物のほか、庁舎、学校等の県有建築物の耐震化に取り組んでいる。令和 8 年 3 月に改定を行った最新の計画では、耐震性が不十分な県有建築物の早期解消を目標として示し、これを達成するため令和 8 年 3 月「県有建築物の耐震改修プログラム（平成 20 年 3 月策定）」を改定し、県有建築物の耐震化を推進している。（令和 8 年 3 月時点で、耐震対象建築物 1,647 棟に対して、耐震対策が必要なものが 19 棟、耐震化率 99%）

耐震化を進めるに当たっては、多くの県有建築物が災害時に応急活動の拠点として活用されることから、建築物の持つ防災上の役割ごとに分類し、重点的・計画的に耐震化の推進を図っている。（分類に当たっては、官庁施設の総合耐震計画基準を準用）

今後も、耐震診断等の結果及び県有資産の有効活用を踏まえ、耐震改修を進めていくこととする。

オ 長寿命化の実施方針

現在利用している施設については、施設の点検、整備を適切に行い「事後保全」から「予防保全」への転換を進め、施設の長期活用を図る。

また、施設の長寿命化を図り、県民に対し安全で快適な施設を提供し、県の良質な資産として次世代に引き継ぐことを目的とし、長期活用を前提とした施設整備を行うとともに、目標使用年数に即した部材の選定、技術革新などへの対応（機能・性能向上の観点）、施設完成後の維持管理や改修のしやすさなどを念頭におくこととする。

カ 民間活用方針

公共施設の運営、整備等に関し、公民連携により、県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの削減等が図られるものについては、P P P / P F I の活用を積極的に検討する。

また、P P P / P F I の推進に当たり、知識や経験、ノウハウを蓄積・継承するための組織を設置するとともに、施設所管部局を含む技術職員及び事務職員の人材育成を図る。

②県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組

ア 有効活用・保有総量最適化の推進方針

本県では、県立高校再編後の跡地を活用し、庁舎等の統廃合を進めてきたところであるが、今後も県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの削減の視点から、公共施設のあり方を検討し、集約化を進める。

小規模で非効率に分散している公共施設や、建物性能の低い公共施設は、建物性能の高い公共施設に機能を集約する。

集約の拠点にふさわしい県有施設がない場合は、国・市町村の保有する公共施設を共同利用し、県機関を配置することも検討する。

また、既存県有資産の余剰情報（空きスペースや未利用資産）を収集し、公共施設の新築・建替え・移転・集約における活用の事前協議を実施することで、不要な行政財産の取得・借上げ等を抑制する。

イ まちづくりへの活用方針

本県では、行政サービスの維持・向上を図るため、県と市町村の持つ行政資源を県全体として有効活用し、地域の実情に応じた最適な地方行政のあり方を目指す「奈良モデル」の取組を進めており、まちづくりにおいても、県・市町村が一体的に検討を行っているところである。

低・未利用となっている県有の公共施設が、市町村の行うまちづくりの

検討エリア内に存在する場合、県は市町村と協議を行い、県から市町村へ売却・貸付を行うことを検討する。このときには、エリアの中心となる拠点への都市機能の集積、エリアの特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化し、県全体として総合力を発揮する都市形成を目指す。

また、国有施設が、市町村の行うまちづくりの検討エリア内にある場合も、国、県及び市町村との間で公共施設の情報共有し、活用を検討する。

ウ 売却・貸付等の実施方針

利用見込みのない県有資産の有効活用については、売却・貸付・交換・譲与がある。効率的な行政運営に資するため、売却・貸付等が可能な公共施設の整理を進め、資産のスリム化に努める。

市街地であって、敷地が地域活性化への活用を期待できる立地にある公共施設は、移転して跡地を売却・貸付することを検討し、地域の活性化へ役立たせ、また、自主財源の確保を図る。

加えて、売却に向けた条件整理中の資産や一般競争入札等による売払いを実施したが、売却に至っていない資産については、売却まで維持管理経費等を要するため、負担軽減の観点からも、売却だけではなく、貸付も積極的に実施する。

エ 除却の実施方針

機能廃止や施設の集約化等により不要となった県有資産については、安全確保の観点から必要と認められる場合や、土地の利用価値向上、コストの抑制等の観点から有利と判断される場合は、施設の除却を検討・実施する。

(2) 公共施設の類型ごとの実施方針

公共施設については「3. 2. 1 (1) 公共施設マネジメントの実施方針」

において定めた方針に従って、総合的かつ計画的な管理を行うこととする。

公共施設の主な類型については、以下に個別の実施方針を併せて定めるが、施設の特性により類型ごとの実施方針を適用しがたい施設については、「3. 2. 1 (1) 公共施設マネジメントの実施方針」に従って、適正な施設管理を図ることとする。

①庁舎系施設

(令和7年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積[m ²]	主な施設
事務庁舎	27	96,865	県庁舎、総合庁舎 等
事業系施設	4	59,628	中央卸売市場 等
研修施設	3	12,436	キャリアサクセスヴィレッジ 等

(現状・課題)

本県の行政事務を執行するために必要不可欠な施設であるが、全般的に老朽化の度合いが高い。

(これまでの取組)

県有資産の価値向上の取組として、県庁舎等の改修工事を実施した。

また、県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組として、小規模で非効率に分散している庁舎や建物性能の低い庁舎は、耐震性の高い施設等へ積極的に集約化を図ってきた。

具体例として、「県庁舎系施設北部地域再配置計画」に基づき、平成23年度に奈良総合庁舎及び郡山総合庁舎として7施設(14事務所)を集約し、また「県庁舎系施設中部地域再配置計画」に基づき、平成26年度に橿原総合庁舎として6施設(13事務所)を集約した。さらに、「県庁舎系施設南部地域再配置計画」に基づき、令和3年度に五條市役所との合同庁舎を整備し、五條総合庁舎として県の4施設(4事務所)を集約した。



集約化した庁舎
(郡山総合庁舎)



集約化した庁舎
(櫃原総合庁舎)



集約化した庁舎
(五條総合庁舎(五條市役所併設))

(今後の取組方針)

ア 県有資産の価値向上の取組

a 点検、整備に関する実施方針

有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的を実施するとともに、庁舎系施設の中には、延床面積が広い大規模な施設が多く、メンテナンスサイクルに基づいた「予防保全」による更新が必要である。

また、個別施設計画に基づき計画的な更新を行う。

なお、業務を効率化し、維持管理コストを削減する取組を今後も引き続き推進することとする。

b 耐震化の実施方針

「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震化を進める。

耐震性能の低い施設は、廃止または早期に耐震化を進める。

c 長寿命化の実施方針

建築後の経過年数が長く、老朽化が進行した施設については、今後の利用見込みや安全性を判断のうえ、大規模改修などにより長寿命化を図る。

イ 県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組

引き続き、施設集約、再配置により、行政サービスのワンストップサービス化による県民の利便性の向上を図る。

なお、集約の拠点にふさわしい県有施設がない場合は、国・市町村有施設を共同利用し、県の庁舎機能を配置することも検討する。

集約により未利用となった施設や敷地については、他目的での利用のほか、市町村や民間での活用も含めた検討を行う。

②研究・検査施設

(令和7年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積[m ²]	主な施設
試験研究施設	9	36,252	産業振興総合センター 等
研究施設	4	26,516	教育研究所 等
保健衛生施設	5	7,007	保健所 等

(現状・課題)

本県の研究・検査施設は、公設試験研究機関と呼ばれる試験研究施設と考古学、教育といった専門分野を取り扱う研究施設があり、基本的には単独で設置されており、相互に関連することが少なかった。

しかしながら、漢方プロジェクトにみられるように、薬事・産業の分野で連携する取組が進みつつある。また、研究の高度化にも対応した施設の必要

性が高まっている。

(これまでの取組)

県有資産の価値向上の取組として、橿原考古学研究所や同和問題関係史料センター等の改修工事を実施した。

(今後の取組方針)

ア 県有資産の価値向上の取組

a 点検、整備に関する実施方針

各施設の研究分野・テーマに基づき、必要な規模、機能を維持し、また、各研究分野の研究の高度化により必要となる規模、機能を確保できるよう、有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、計画的な更新・修繕等を行う。必要に応じて施設間で連携して、機能の役割分担や、受託研究を行うことで対応し、施設の新設や更新費を縮減することが必要である。

また、保健衛生や食品衛生などの分野を担う施設についても、必要な機能を満たす施設規模を維持する必要がある。

なお、現状の施設の各棟の利用状況、敷地の活用状況、及び県政における必要な機能の見直し状況を踏まえ、今後の施設のあり方を検討する。

b 耐震化の実施方針

「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震改修を進める。あり方検討中の施設については、今後の施設のあり方について早急に方針を決定し、耐震性能の低い施設は早期に耐震化を進める。

c 長寿命化の実施方針

事業の継続期間や必要な機能を満たす施設規模などを考慮して、長寿命化のための改修を行う。

イ 県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組

試験研究器具や試験研究室、圃場などにおいて、利用率が低い場合は、共同で利用するなど施設の有効活用に努める。

③集客系施設

(令和7年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積[m ²]	主な施設
文化施設	8	51,745	万葉文化館、美術館 等
集客施設	25	127,693	文化会館、競輪場 等
情報案内施設	10	7,033	法隆寺 i センター 等
運動公園	6	42,162	橿原公苑体育館 等
駐車場	4	6,326	大仏殿前自動車駐車場、奈良公園バスターミナル 等

(現状・課題)

集客系施設は、設置当初は県民のニーズと設置目的が合致していたが、市町村でも同種の施設を設置するなど、社会情勢の変化により、稼働率が低下するなど、施設本来のあり方を見直す必要があるものが少なくない状況にある。

(これまでの取組)

県有資産の価値向上の取組として、万葉文化館や産業会館等の改修工事を実施した。

(今後の取組方針)

ア 県有資産の価値向上の取組

a 点検、整備に関する実施方針

有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的を実施するとともに、施設の利用状況や維持管理コストについての情報を収集・蓄積することにより、施設運営の効率化を進め、適正な受益者負担によって施設を運営することを目指す必要がある。

また、市町村や民間施設との役割分担についても、県民ニーズや個々の施設の利用状況等を踏まえて再検討する必要がある。

これらの情報を基に、資産評価を経て維持する施設については、経営改善やサービス水準の向上、維持管理コストの削減を図る視点を持ち、指定管理者制度の導入をはじめとした民間活用を検討する。

b 耐震化の実施方針

「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震化を進める。あり方検討中の施設については、今後の施設の活用のあり方について早急に方針を決定し、今後維持する施設で耐震性能の低い施設は早期に耐震改修を進める。

また、非構造部材（吊り天井など）の安全対策の取組を進める。

c 長寿命化の実施方針

今後維持する施設については、早期に長寿命化を進める必要がある。ただし、延床面積の広い大規模な施設が多く、改修費が大きくなるため、優先度を判断して長寿命化を進めるものとする。

イ 県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組

文化施設や集客施設は、県有施設としての規模・役割を再検証した上で、機能集約ができる施設はリニューアルなどの機会に集約を進め、コンパクト化することにより、コストの縮減と利用者満足度の向上を図る。特に、老朽化の進んだ施設や利用状況の思わしくない施設については、積極的な取組が必要である。

また、周囲に類似の機能を持った市町村や民間の施設が存在する場合は、それらの施設に代替機能を持たせて県有施設の廃止等も見据えた検討を行う。

④教育施設

(令和7年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積[m ²]	主な施設
高等学校	32	358,001	普通科高等学校 等
特別支援学校	10	74,363	養護学校、盲学校 等
大学	1	3,563	県立大学（県有施設分）
養成施設	5	14,902	高等技術専門校 等
寄宿舎	5	7,600	高等学校総合寄宿舎 等

(現状・課題)

本県では急激な少子高齢化が進行すると予測され、県立高校の在り方について検討する必要がある。

一方、支援の必要な児童生徒数は、特に、知的障害特別支援学校を中心に近年増え続けており、施設が不足気味となっている。

養成施設は、実践的かつ専門的な技能・知識を習得するための教育を行っている施設であるが、カリキュラムの内容や施設の規模が人材の養成施設としての社会の要請に合致しているかの検証が必要となっている。

(これまでの取組)

県立高校については、少子化に対応するために、平成16年度から平成20年度にかけて再編を行った。また、再編により使用しなくなった県立高校の跡地については、庁舎の集約先とするなどして活用を行った。

現在、「県立高等学校適正化実施計画」(平成30年10月策定)に基づき、

県立高校の質向上と再編成を図るため、令和 2 年度から「魅力と活力あるこれからの高校づくり」を進めているところである。

特別支援学校については、建物内の余剰スペースを活用することや、普通科高等学校を改修して特別支援学校として活用すること等によって生徒数の増加に対応してきたが、今後の児童生徒数の推移によっては、対応について検討が必要となっている。

養成施設については、これまでもカリキュラムの見直しを続けてきたところである。

(今後の取組方針)

ア 県有資産の価値向上の取組

a 点検、整備に関する実施方針

施設の利用者が多く、安全性を十分に確保すべき施設であることから、有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的を実施するとともに、学校毎の施設の基本情報や点検結果等を示す「学校施設カルテ」を作成し、日常点検や補修のデータを管理・共有し、計画的な維持管理に努める。

b 耐震化の実施方針

「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震化を進める。耐震性能の低い施設は、廃止または早期に耐震化を進める。なお、県立高校及び特別支援学校については耐震化が完了している。

c 長寿命化の実施方針

令和 2 年度に策定した「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」及び個別施設計画に基づき、改修費の平準化を図りながら、計画的かつ効率的な施設整備を進める。

イ 県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組

県立高校の今後の在り方については、教育内容の一層の改善及び充実と、今後の生徒数の推移を展望した県立高校の規模と配置の適正化などを図ることとし、将来の生徒数の推移や地域ごとの県立高校の配置バランス、生徒の通学のしやすさなどを考慮する必要がある。

なお、今後、県立高校の適正化について検討する際には、カリキュラムの特色等の機能面の視点だけでなく、施設の維持管理の効率化等も念頭に置いた計画策定に努める。

また、特別支援学校については、既存の学校を肢体不自由と知的障害を併設した特別支援学校として移転・新設し、必要な施設規模、機能の確保に努める。

また、養成施設については、時代のニーズ等に合わせたカリキュラムの見直しを必要に応じて行い、実施されるカリキュラムに基づいて、必要な施設規模、機能の確保に努める。

⑤社会福祉施設

(令和7年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積[m ²]	主な施設
福祉総合施設	1	11,578	社会福祉総合センター
福祉相談施設	2	2,709	中央こども家庭相談センター 等
障害者福祉施設	2	9,616	障害者総合支援センター 等
自立支援施設	2	8,479	精華学院、藤の木学園

(現状・課題)

本県の社会福祉施設としては、子育て支援機能や障害者支援機能を持った施設があるが、公的支援を必要とする県民に対するセーフティネットを担う施設として、適切な規模、機能を確保する必要がある。

(これまでの取組)

県有資産の価値向上の取組として、社会福祉総合センターや障害者総合支援センター等の改修工事を実施した。

また、県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組として、筒井寮と登美学園を集約し、藤の木学園として整備した。

(今後の取組方針)

ア 県有資産の価値向上の取組

a 点検、整備に関する実施方針

県立の社会福祉施設であることの役割を鑑み、今後も福祉行政を担う拠点施設であることから、有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的の実施するとともに、適切な維持管理を進め、メンテナンスサイクルに基づいた「予防保全」による更新が必要である。

また、個別施設計画に基づき、計画的な更新を行う。

なお、業務を効率化し、維持管理コストを削減する取組を今後も引き続き推進することとする。

b 耐震化の実施方針

「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震化を進める。

c 長寿命化の実施方針

施設の点検、維持管理を適切に実施し、「予防保全」への転換を進める。また、個別施設計画に基づき、改修費の平準化を図りながら改修等を進める。

イ 県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組

障害者数が増加傾向にあること等から、公的支援を必要とする人数は、今後増加を続けると考えられることを踏まえ、適切な施設規模、機能を確保することに努める。

⑥住居系施設

(令和7年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積[m ²]	主な施設
県営住宅	43	468,865	橿原団地 等
職員公舎	10	6,044	十津川村公舎 等

(現状・課題)

県営住宅については、耐用年数が超過している又は10年以内に超過する老朽化したものは現在、24団地あり、うち13団地が管理戸数100戸未満の小規模団地である。また、老朽化している県営住宅の構造は、木造、簡易耐火造平屋建て又は簡易耐火造二階建ての低層住宅である。

職員公舎は、勤務上、居住の必要性があると認められる場合に職員が居住する施設であることから、将来にわたっての必要性を常に検証する必要がある。

(これまでの取組)

職員の福利厚生施設として職員が居住する施設である職員住宅について、住宅事情の変化等を踏まえ廃止した。

(今後の取組方針)

ア 県有資産の価値向上の取組

a 点検、整備に関する実施方針

有資格者による建築基準法第12条点検等を定期的実施するとともに、県営住宅に関しては、「奈良県営住宅長寿命化計画」（令和3年4月改訂）に従って、老朽化した県営住宅は、建替え・集約等を計画的に行うとともに、耐用年数が残る県営住宅については、適切に維持管理や改修を行い、継続して供用する方針である。

職員公舎については、山間部等、周囲に代替できる居住施設のな

い地域に勤務する職員が、公舎を利用する場合等においては、必要とされる規模を考慮した上で、適切に維持修繕等を行う。

b 耐震化の実施方針

居住者の安全確保の観点から、耐震性を有し、耐用年数の残る県営住宅への住み替えや、老朽化した県営住宅の建替えなどを進めることにより、減災のための総合的な取組を進める。

c 長寿命化の実施方針

耐用年数が残存しており、今後維持していく方針である県営住宅に関しては、長寿命化のための維持管理や改修を計画的に行う。

イ 県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組

県営住宅の集約化や建替えにより生まれる余剰地については、まちづくりへの活用等の検討を行い、有効活用を図る。

また、施設の保有総量を抑制するために、老朽化している職員公舎に関しては除却を進め、機能確保については、単なる施設の更新ではなく賃貸住宅による対応等も行うことで維持管理コストの削減を図る。

⑦警察施設

(令和7年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積[m ²]	主な施設
警察署	17	45,105	奈良警察署 等
交番	77	6,439	大安寺交番 等
駐在所	86	7,241	古市南駐在所 等
連絡所	10	604	春日野連絡所 等
検問所	1	19	富雄検問所

特殊施設	15	16,250	交通管制センター 等
待機宿舎	7	9,749	今市待機宿舎 等

(現状・課題)

交番、駐在所については、地域の警察力を高め、安全安心を確保する目的のため配置されるものであり、交番は警察官が 24 時間体制で交代勤務し、駐在所は警察官が居住して勤務するものであるが、老朽化した交番・駐在所が多く、その建替えに多大な費用が必要となっているため、令和 2 年度に策定した「奈良県警察交番・駐在所最適化指針」に従い、計画的に統廃合を進めている。

待機宿舎は、警察官の集団警察力を確保する目的のため建設された施設であり、緊急配備の必要が生じた際に、警察職員が速やかに招集に応じられるよう任務上の配慮が必要であり、存続する必要がある。

(これまでの取組)

県有資産の品質向上の取組として、警察施設の改修工事を実施した。

また、限られた人員で最大限の効果をあげ、将来にわたり質の高い治安サービスを提供するため、平成 19 年度から平成 26 年度にかけて「警察署再編整備計画」に基づき、警察署の統合を行った。機能を集約することで重大事案についてもスケールメリットで対応することができる反面、集約される警察署の管内の安全安心の確保も重要であるため、集約される警察署の建物を分庁舎施設として維持している。

(今後の取組方針)

ア 県有資産の価値向上の取組

a 点検、整備に関する実施方針

県民の安全安心を確保するため、警察署の施設機能を維持できるよう、有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的を実施す

るとともに、計画的な更新・修繕等を行う。

交番、駐在所に関しては、立地要件（駅前、住宅地、交通要所等）、交番の規模、配置人員、事件・事故等取扱件数、苦情・相談等受理状況を考慮し、また、各施設の老朽度合い等を勘案しながら改修するなど、地域の実情に即した施設機能の維持・向上に努める。

待機宿舎については、遠隔地であり拠点化により対応ができないものについては、必要な改修を行い維持する。

b 耐震化の実施方針

耐震性が低い警察署については順次改修を進めていたが、令和6年度をもって耐震化工事は全て完了している。

また、地域の防災拠点でもある交番・駐在所については、災害時における警察活動の拠点としての機能強化を図る。

c 長寿命化の実施方針

県民の安全・安心を守る警察活動を行うための活動拠点であることから、機能維持のために必要な改修については、個別施設計画に基づき、費用の平準化を図りつつ計画的な更新を行う。

イ 県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組

待機宿舎については、管理の効率化、維持管理コストの削減を図るため、拠点化・集約化の検討を進める。そのうち、北和地区、中南和地区については、宿舎のあり方の検討を行い、当該地域の拠点となり得る宿舎を決定し、拠点としない宿舎については、集約を行う。

⑧防災の拠点となる施設

①～⑦にあげた施設の中で、県は、災害応急対策活動に必要な施設、避難所として位置付けられている施設については、他の施設よりも高い基準の耐震性能を求めるなど、災害が起こった際の安全性に配慮している。

防災の拠点となる施設については、今後も計画的な長寿命化を図るなどして、災害時の拠点機能を確保する。

3. 2. 2 インフラ施設

(1) メンテナンスサイクルの構築

点検・診断及び維持管理・修繕・更新等に係る履歴等の情報を記録し、次期の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築することで、施設管理の質を高め、発展させていくことに努める。

(2) インフラ施設マネジメントの実施方針

①点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針

各インフラ施設の点検・診断の結果に基づき、優先度を整理した上で必要な対策を実施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を記録し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築する。また、耐震化が必要な施設については、更新・修繕に合わせて耐震化を推進する。

②基準類の整備に関する実施方針

各インフラ施設の点検・診断・維持管理・更新の実施に当たっては、法令、要領、基準、マニュアル等を遵守する。また、必要に応じて県独自の基準やマニュアルを策定する。

③資産状況の整理と活用に関する実施方針

各インフラ施設における点検・診断等により得られた劣化・損傷の状況や、更新・修繕の履歴も含め情報を収集・蓄積・共有しデータベースを構築する。

④新技術の活用に関する実施方針

各インフラ施設の維持管理・更新等に係る工期の短縮、費用の低減を図り、また、より効率的に点検・診断できるよう新技術の活用を積極的に推進する。

⑤予算管理に関する実施方針

各インフラ施設の更新・修繕にかかる費用と更新・修繕を実施する時期を調整し予算の平準化に取り組むとともに、トータルコストの縮減に努め、計画的な投資を行う。

⑥体制の構築に関する実施方針

メンテナンスサイクルを確実に実行するため、各インフラ施設の特성에応じて、必要な人員・人材等を継続的に確保し体制を構築する。

⑦個別施設計画の策定に関する実施方針

各インフラ施設の特性或は維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、個別施設計画を策定する。個別施設計画の策定に当たっては、施設ごとの点検・診断や、その結果を含む情報の蓄積が不可欠であるため、施設ごとにメンテナンスサイクルの取組の進捗状況に応じた対策を講じた上で、計画を策定する。

(3) インフラ施設の類型ごとの実施方針

①道路、河川、砂防、下水道、公園、ヘリポート

これまでインフラ施設の維持修繕については、損傷が発生した後に補修・補強工事を行う事後保全型の維持管理が中心の対応であったが、今後は計画的かつ効率的な予防保全型インフラメンテナンスへの転換を図ることと

する。

令和7年6月6日に閣議決定された「第1次国土強靱化実施中期計画」において、「予防保全型メンテナンスへの早期転換」は「推進が特に必要となる施策」として位置づけられており、特に緊急または早期に措置すべきインフラに対して集中的に修繕等の対策を進める。予防保全型インフラメンテナンスへの転換を図るために、以下のア～キに示す実施方針により適切に取組を進める。

ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針

全対象施設において点検・診断の結果や利用状況等に基づき、優先度を整理した上で、必要な対策を着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築する。

早期に措置が必要なインフラ施設に対しては、集中的な対応を実施し機能を回復させ、予防保全型インフラメンテナンスへの転換を早期に図る。

予防保全段階にあるインフラに対しては、損傷が軽微なうちに修繕を実施する予防保全型のインフラメンテナンスにより、インフラの長寿命化、将来の維持管理・更新費の抑制を図る。

イ 基準類の整備に関する実施方針

メンテナンスの質の向上、作業の効率化、利用者への影響の最小化、工期の短縮、トータルコストの縮減等の新たな知見や、国の基準を踏まえて、奈良県道路橋定期点検要領等の県独自の基準やマニュアルを検証するとともに必要に応じて更新を図る。

ウ 資産状況の整理と活用に関する実施方針

点検・診断等により得られた劣化・損傷の状況や補修履歴・点検履歴等を集約したデータベースシステムの整備・運用を行う。

エ 新技術の活用に関する実施方針

点検・診断の効率化を図るため、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）等に登録された技術を活用する。特に予防保全型インフラメンテナンスを行う上でメンテナンスサイクルの重要な要素である点検・診断及びそれらの記録についてはコスト縮減効果の高い新技術を採用することで、トータルコストの削減や省力化を図る。

オ 予算管理に関する実施方針

点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、施設毎に対策費用や対応の緊要性を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、計画的に実施することで、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図り、予算の平準化に努める。

早期に措置が必要なインフラ施設に関しては、国の交付金や個別補助制度、公共施設等適正管理推進事業債の活用等により、予防保全型のインフラメンテナンスサイクルへの転換を進めていく。

カ 体制の構築に関する実施方針

インフラ施設の安全を確保するためには、管理者である県職員がインフラ施設の状態を正確に理解し、適切な時期に適切な修繕を実施することが必要である。このため、県職員の点検・診断に対する知識やノウハウを向上させるとともに、後継者育成のための講習会を開催し必要となる人材・体制を継続的に確保していく。一方、適切な技術力を有する民間企業への委託も活用することにより、多数の施設の健全性を迅速に正しく評価することに努める。

また、県内の市町村によっては、多数のインフラ施設について点検・診断の実施が困難な場合もあることから、市町村から県が点検・診断業務を受託する取組を進める。

インフラ施設の老朽化対策を着実に進めていくため、修繕工事等の担い手の中長期的な確保育成、就労環境改善に向けた取組を推進する。

キ 個別施設計画の策定に関する実施方針

個別施設計画に基づき対策が必要な施設について、具体の対応を計画的に投資、推進することにより維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

また、今後も施設の点検結果や利用状況、社会情勢の変化等を踏まえ個別施設計画の更新を行う。その際には、将来の維持管理・更新費の見通しや、費用縮減に向けた具体的な方針、優先順位の考え方など、計画内容を充実していく。

②治山

ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針

治山施設の有する機能の低下や性能の劣化などについて目視点検等を行うことを基本とし、問題が無い場合は経過観察を引き続き行うこととする。また、点検等により変状や経年劣化等により速やかな対応を要すると判断された場合には、保全対象との位置関係や重要度等を考慮し、優先度を踏まえた上で必要な措置を講じることとする。さらに点検等により得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図る。

なお、治山施設は荒廃地から森林への復旧を図るための基礎工作物であり、地形条件等により当該施設が損壊したとしても、施工後の復旧状況などにより所期の目的が達せられ、山地の荒廃を招くおそれがない施設については、劣化・損傷の状況等を調査し恒久的な維持管理から除外することとする。

イ 資産状況の整理と活用に関する実施方針

治山施設に関する情報は従来より作成している治山台帳を基盤とし、維持管理・修繕等を行った際に得られた情報については治山台帳に反映する等整理を行い、またこれら情報の蓄積を図ることにより「メンテナンスサイクル」に生かすこととする。

ウ 予算管理に関する実施方針

治山施設の補修・機能強化等については、施設ごとに構造形式や劣化・損傷の状況等が異なることから、必要となる工種・工法の判断が難しいことに加え、新設工事に比べて単位施工量当たりの人件費や機材費が割高になる場合がある。このため限られた財源の中で、維持・管理、更新等に係るトータルコストの縮減を図るとともに、点検・診断等で得た情報を元に優先度を付け、これらの計画的な実施により予算支出の平準化に努める。

エ 体制の構築に関する実施方針

治山施設に必要な機能を維持し、地域の安全・安心を確保するためには、一定の技術力をもった人材を確保することが不可欠であるため、「メンテナンスサイクル」の構築と合わせ、その実行に必要な体制の整備・構築等を行う。

オ 個別施設計画の策定に関する実施方針

個々の治山施設については点検・診断のうえ現状を把握するとともに、これを踏まえ施設毎に機能強化・更新も含めた施設の維持・強化に必要な対策について、求められる機能を将来にわたり適切に発揮し続けるよう時期や維持・管理内容について整理・計画した。

③土地改良施設

ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針

施設管理者が行う日常点検を踏まえ、必要な対策を計画的に行う。

対策に当たっては、管理作業の効率化や維持管理コストの軽減を考慮した施設の更新を実施し、非農家も含めた多様な主体の参加による管理手法についても検討していく。

イ 基準類の整備に関する実施方針

各施設毎の国の基準類を活用していくことを基本とするが、新技術の開発状況に応じて、必要であれば県独自の基準についても検討していく。

ウ 資産状況の整理と活用に関する実施方針

効率的な維持管理・更新対策に向けて、PDCAサイクルによる計画策定を図るため、維持管理・更新等に係る情報を収集・蓄積し、データベースを構築していくよう、施設管理者に指導する。

エ 新技術の活用に関する実施方針

維持管理・更新等に係る費用を低減させるため、新技術の導入を積極的に図る。

オ 予算管理に関する実施方針

ライフサイクルコストの概念を基本に置きつつ、各施設の補修・更新に係る費用と時期を調整し、予算の平準化に取り組むとともに、トータルコストの縮減に努める。

カ 体制の構築に関する実施方針

県職員の技術力の継承に向け、国立研究開発法人農業・食品産業技術総

合研究機構等の国の研修に参加するとともに、県・市町村・関係団体とも連携し県内での研修会を積極的に開催する。

キ 個別施設計画の策定に関する実施方針

個別施設計画に基づき施設の補修・更新を行うと共に、施設の点検結果を踏まえ、必要に応じて個別施設計画の更新を進める。

④交通安全施設

ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針

交通安全施設のうち信号機は、信号制御機、信号柱、信号灯器で構成されている。このうち、信号制御機の更新基準は設置後概ね19年で、点検結果、補修履歴等を踏まえ、更新の必要性が高いと認められる施設から優先的に更新する。また、信号柱及び信号灯器については、設置環境により老朽化の進行速度が異なることから、点検結果を踏まえた更新を実施する。

信号機の設置に当たっては、厳に必要性及び緊急性等を総合的に勘案した上で真に必要性の高い場所を選定し設置する必要がある。また、交通量の減少等により、一時停止規制その他の対策により代替が可能な場合は、信号機の撤去を検討し、更新対象ストックの適切な管理を行う。

道路標識については、交通安全施設管理要綱に従って、毎月1日を交通安全施設の一斉点検日に指定して警察官が施設点検を行っているほか、警察官の日常の街頭活動を通じて点検を行っている。

これらの点検により腐食等の損傷を発見した場合は、その程度により補修又は取り替え更新の措置を取り、柱の倒壊や機器の落下等による事故防止に努める。

点検に当たっては、メンテナンスサイクルを構築するとともに、メンテナンスに関する情報を収集・蓄積してデータベース化を図る。また、専門的な知見を有する業者に点検等の業務を委託した上で連携して点検に対

応する。

なお、個別施設の長寿命化を図るため、必要に応じて強度や防錆効果を高める措置を講じる取組を推進する。

イ 基準類の整備に関する実施方針

施設ごとに適切な点検頻度を設定するとともに、診断の実施に当たっては、統一的な尺度による健全性の判定区分を設定し、施設の健全性に応じて臨時の点検を行うなど、きめ細かな点検を実施する。

ウ 資産状況の整理と活用に関する実施方針

信号機の倒壊・傾斜事案が発生した際には、当該施設の製造年、メーカー、使用機材等の分析により原因究明を徹底するとともに、データベースを構築する。また、警察庁への速報を行うことにより情報共有を徹底する。

エ 新技術の活用に関する実施方針

交通安全施設のライフサイクルコストの削減等に資するため、低コスト化を図った信号灯器等の新技術の導入を図るとともに、確立された新技術について警察庁から提供される情報を積極的に活用する。

オ 予算管理に関する実施方針

維持管理・更新等を含めたトータルコストの縮減を図り、計画的な交通安全施設の整備を推進する。

カ 体制の構築に関する実施方針

維持管理・更新等に係る専門的な技能又は知識を有する職員を計画的に育成し、長期的に担い手を確保するとともに、担当業務の見直しや業務の合理化等により、維持管理、更新等の業務に専従する職員の拡充等、体制面の充実を図る。

キ 個別施設計画の策定に関する実施方針

交通安全施設の対象資産について、必要に応じて個別施設計画の策定を行った。

個別施設計画を策定する際には、人口減少、少子高齢化に対応すべく、インフラ施設のライフサイクルコストを算出しトータルコストの縮減、平準化を図る。

第4章 推進体制

4.1 推進組織

本県では、平成25年4月に知事を本部長とするファシリティマネジメント推進本部を設置し、資産への本格的なファシリティマネジメント導入の推進を図ってきた。令和8年度からは、各施設所管部局において主体的に検討を進め、行財政改革推進会議において取組実績や進捗状況の確認を行う。また、3年毎に目標と取組実績との乖離状況を確認し、必要な対策を講じることとする。

今後も、経営的な視点により、ファシリティマネジメントを推進し、効率的・効果的な行財政運営を進めていく。また公共施設等総合管理計画に取り組むことで、県財政の一層の健全化を目指す。

4.2 情報管理・共有方針

(1) 公共施設

本県では県有施設等の情報を蓄積し、全庁的な視点で適切に管理を行うために「ファシリティマネジメント支援システム」を利用している。公共施設がデータベース化され、各公共施設管理担当者が日常的にアクセス可能なシステムであり、今後もより効率的・効果的な整備計画等を立案、推進するため本システムを活用していく。

(2) インフラ施設

①道路

道路施設においては、令和5年度に「奈良県道路施設共通データベースシステム」の運用を開始し、橋梁、トンネル、横断歩道橋等の諸元・補修履歴・点検履歴等を維持管理担当者が日常的に閲覧・更新できる環境を整備することで、維持管理業務の効率化を図っている。

②下水道

下水道施設においては、保有資産の管理に「AMDB システム (Asset Management Data Base System)」を活用している。システムでは健全度予測が可能で、これにより機器の更新及び部品交換の時期を判定し、資産の長寿命化、予算の平準化及びコスト縮減を図ることで、計画的・効率的に事業を実施していく。

③公園

都市公園においては、公園施設の更新・修繕計画を効率的・効果的に行うため、公園長寿命化計画、公園台帳（公園施設の位置情報）、図面、公園施設の管理履歴等をデータで管理し、適宜情報更新を行っている。

④土地改良施設

農業水利施設の機能診断調査結果やため池の機能診断結果を国及び県・市町村等が会員となり利用している「農地地図情報システム」に入力し、情報の共有化を図るとともに、農地情報と一括に管理することにより農地マネジメントを踏まえた長寿命化対策に資する。

4. 3 他団体との連携

(1) 公共施設

①市町村との連携

公共施設の最適利用について、各市町村の検討状況は様々であるが、県は各市町村に対し、公共施設のデータ分析などの技術支援や、公共施設のまちづくりへの活用に関する連携協定による技術支援、財政支援等、各市町村の

検討の進度に合わせた支援を行っている。

本県では、行政サービスの維持・向上を図るため、県と市町村の役割分担を見直し、県・市町村の持つ行政資源を県全体として有効活用し、地域の実情に応じた最適な地方行政のあり方を目指す「奈良モデル」の推進に取り組んでいる。県内の公共施設においても、県及び市町村間の連携により、共同管理、共同利用、共同設置等を推進する。

②国との連携

地域の国公有財産については「国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について」（平成26年8月29日総務省第149号）において、国と地方公共団体の連携の必要性について通知されたところであるが、本県では、国公有財産の最適利用に向けて、一体的に検討を始めたところである。今後も、国公有財産を県全体として有効活用することを図り、県域でのファシリティマネジメントの推進に取り組む。また、市町村の行うまちづくりの検討においても、市町村有の公共施設の最適利用だけでなく、県や国の有する公共施設の共同利用・複合化等も視野に入れ検討を行う。

(2) インフラ施設

①道路施設の維持管理における連携

県が管理する道路において、地域の住民や企業との協働による快適な道路空間の維持・向上に向けての取組として、「みんなで・守ロード」事業を実施している。

引き続き、これら県民協働の取組について、参加団体の拡充のため事業の周知を行っていくとともに、市町村との連携を図る。

活動風景

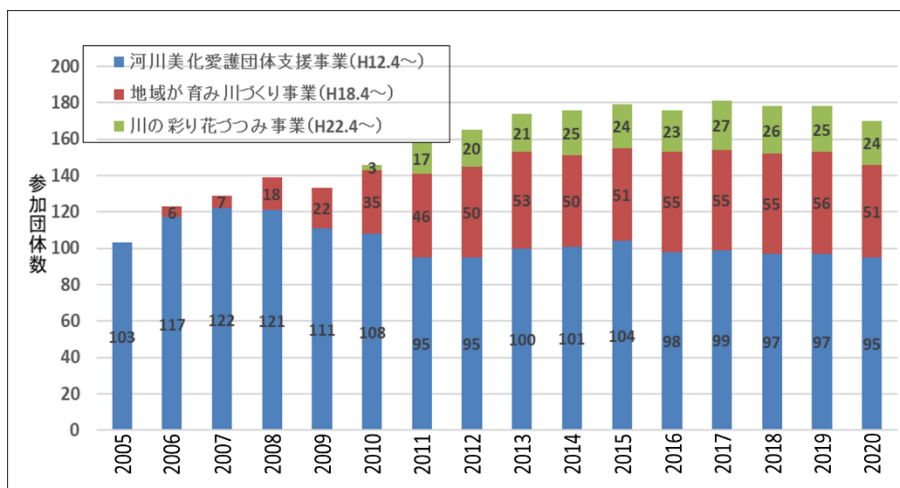


②河川施設の維持管理における連携

県が管理する河川において、平成16年度より県民との協働による清掃・草刈・花の植栽等に取り組み、良好な河川空間の創出・確保を目指している。県民との協働は着実に根付き、広がりを見せている（図表4.2参照）。

引き続き、これら県民協働の取組について、参加団体等との交流等を継続していく仕組みづくりやフォローアップ体制の整備・充実に取り組む。

図表4.2 参加団体の推移



活動風景



河川愛護団体支援事業
(清掃)

地域が育む川づくり事業
(草刈)

川の彩り花つつみ事業
(花の植栽)

③道路施設の老朽化対策における連携

道路施設の老朽化対策については、技術支援を求める市町村に対して、県が点検、設計、工事の業務を受託し支援する「奈良モデル」を推進し、市町村の技術力の向上とメンテナンス業務の促進を図る。また、県全体の道路施設の老朽化対策を推進するため、県内の全ての道路管理者(国、県、市町村、西日本高速道路(株))で構成する「奈良県道路メンテナンス会議」の場を通して連携を図る。

④土地改良施設における他団体との連携

土地改良施設については、施設の円滑かつ適切な維持管理・更新について検討することを目的として、近畿農政局、奈良県、奈良県土地改良事業団体連合会、土地改良区で構成する「奈良県管理運営体制強化委員会」を設置している。